

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	59 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	24 件

## 神奈川県国民年金 事案 2977

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月まで

私は、夫が会社を退職し自営業を営むこととなったため、私が夫婦二人の国民年金加入手続を区役所で行った。

国民年金保険料については、納付書により、銀行窓口で必ず納付しているので申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦が国民年金加入手続を行った時期は、両人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和 52 年 5 月と推認できる。この時点では申立期間の保険料については、過年度納付が可能な期間である上、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は 51 年 6 月とされており、申立期間当時、申立人が居住していた区では、窓口において、該当者に対して社会保険事務所から、後日過年度保険料の納付書が郵送される旨を説明していたとすることから、申立人に過年度保険料の納付書が発行され、これにより申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人の夫は、自営業を始めた時期であり、国民年金保険料を納付できるだけの資力があつたことがうかがわれ、申立期間の国民年金保険料月額、申立期間直後の納付済みとなっている昭和 52 年 4 月以降の保険料月額より安価であることから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間においては、国民年金

保険料の未納はなく、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月まで

私は、会社を退職し自営業を営むこととなったため、私の妻が夫婦二人の国民年金加入手続を区役所で行った。

国民年金保険料については、納付書により、銀行窓口で必ず納付しているので申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦が国民年金加入手続を行った時期は、両人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和 52 年 5 月と推認できる。この時点では申立期間の保険料については、過年度納付が可能な期間である上、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は 51 年 6 月とされており、申立期間当時、申立人が居住していた区では、窓口において、該当者に対して社会保険事務所から、後日過年度保険料の納付書が郵送される旨を説明していたとすることから、申立人に過年度保険料の納付書が発行され、これにより申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人は、自営業を始めた時期であり、国民年金保険料を納付できるだけの資力があつたことがうかがわれ、申立期間の国民年金保険料月額は、申立期間直後の納付済みとなっている昭和 52 年 4 月以降の保険料月額より安価であることから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間においては、国民年金

保険料の未納はなく、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月及び同年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月から平成元年1月まで  
② 平成7年7月  
③ 平成7年9月から同年11月まで

私は、会社に入社した平成元年2月ごろ、それ以前の国民年金の加入記録を調べるために市役所へ行き、同時に国民年金の加入手続を行った。加入手続後、申立期間①の納付書が郵送されてきたので、金融機関で国民年金保険料を納付した。その後も、転職の都度、それ以前の保険料が未納となっている期間を区役所で調べ、申立期間②及び③の保険料を金融機関で納付書により納付した。私は、その都度、保険料の未納期間を確認し、さかのぼって保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①から③までの保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、転職の都度、それ以前の国民年金保険料の未納期間を区役所で調べ、さかのぼって保険料を納付したと主張するところ、申立人の所持する年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成8年11月に区役所で住所変更手続を行った後、同年12月に、それ以前の厚生年金保険加入期間が、申立人の年金記録に統合されることが確認できることから、この時点で未納期間となっている申立期間②及び③の国民年金保険料をさかのぼって納付することは可能である上、現に、9年1月から同年3月までの保険料は、転職後の同年4月に納付していることが確認できることから、申立内容と一致する。

また、申立期間②は1か月、申立期間③は3か月と共に短期間であり、

申立人は、申立期間①から③までを除き国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人の所持する年金手帳及び申立人が申立期間①当時居住していた市の被保険者記録によると、加入手続時の国民年金の資格取得日は平成元年6月であることが確認できる上、申立期間①は、8年12月に記録が統合されるまでは未加入期間であり、記録が統合され、国民年金加入期間となった同年12月時点でも、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月及び同年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から10年3月まで

私の国民年金の加入手続は、平成5年11月ごろ、私の夫が住所地の区役所で行ってくれた。当時、私の夫は、国民年金に加入していなかったが、その後、夫が私の国民年金保険料を金融機関で納付してくれている。申立期間当時、夫は自営業を営んでいて確定申告も行っており、平成7年分及び8年分についてはその控えもあるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫の平成7年分及び8年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に申立人のものと考えられる一人分の国民年金保険料の支払額が計上されており、その金額は、その当時の保険料額と一致していることから、申立人は、少なくとも当該確定申告書に係る期間について、保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

また、申立人の夫は、平成7年分及び8年分以外の確定申告書は見当たらないが、申立人の国民年金保険料を納付していたと証言している上、前述の確定申告書(控)によれば、当時の夫の収入は高額であり、夫は申立期間当時から仕事に変更がないことを考え併せると、平成7年及び8年以外の申立期間についても、申立人の保険料を納付していたと考えても、特段不合理な点はみられない。

さらに、申立人の申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料は、すべて納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から49年3月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、20歳になった時に叔母から勧められて、当時居住していた地域の市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間①については、私の古い手帳（昭和46年用）に保険料の納付について記載されているとおり、転居後の市の集金人に毎月保険料を納付していた。申立期間②については、納付場所等は記憶にないが、納付書により保険料を納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①のうち、昭和45年4月から49年3月までの期間について、毎月集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市には集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和46年用の手帳を所持しており、その手帳には社会保険庁の記録上未納とされている45年12月から46年12月までの期間について、国民年金保険料を納付した旨の記載が見られることから同期間の保険料が納付されていたものと推認でき、申立期間①当時、行政側の記録管理に不備があった可能性がある。

さらに、申立期間①のうち、昭和45年12月前の期間については、下記3に述べるとおり、昭和45年度当初の4月から保険料を納付したものと

推認でき、46年12月後の期間については、申立期間①直後の49年4月以降が納付済期間となっていることから、同年3月まで継続して保険料が納付されていたとするのが合理的である。

2 申立期間②については、3か月と短期間である。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所や夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である。

3 一方、申立期間①のうち、昭和44年7月から45年3月までの期間については、申立人の特殊台帳の住所変更欄に、転居後の住所変更手続が45年4月21日に行われたことが記載されており、当該期間の保険料を納付するためには、さかのぼって保険料を納付することになるが、申立人は、過去にさかのぼって保険料を納付した記憶はないとしていることから、昭和45年度当初の45年4月以降の保険料を集金人に納付したとするのが自然である。

また、申立人が申立期間①のうち、昭和44年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から46年12月まで  
② 昭和50年1月から54年6月まで

私が20歳のころ、母親は、私の国民年金の加入手続きを行い、母親自身の国民年金保険料と一緒に妹及び私の保険料をまとめて納付していた。結婚後も、しばらくの間、母親が保険料を納付してくれていたが、その後、自分で市役所又は金融機関で保険料を納付するようになった。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和50年1月及び同年2月については、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとする母親自身及び申立人の妹の保険料が納付済みとされている上、その母親は、昭和48年度から、定額保険料に加え、付加保険料も納付するなど、納付意欲が高かったものと考えられることなどを踏まえると、母親が同期間について、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

2 一方、申立期間①については、申立人が20歳のころ、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人自身は直接関与しておらず、その母親からも証言を得ることができないことから、国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の母親及び妹と連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入被保険者から、申立人が昭

和 47 年 8 月ごろに加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間①の一部は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②のうち、昭和 50 年 3 月から 54 年 6 月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人の特殊台帳によると、50 年 3 月に国民年金強制被保険者の資格を喪失した後、54 年 7 月に再び任意加入被保険者の資格を取得するまでの間、国民年金に加入していた形跡は見受けられない。

加えて、申立人から提出された昭和 54 年度の納入通知書兼領収書の写しには、申立人が国民年金に任意加入した昭和 54 年 7 月からの保険料額は記載されているが、同年 4 月から同年 6 月までの保険料額は記載されていない。

その上、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 50 年 3 月から 54 年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 6 月から 41 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 38 年 6 月から 41 年 7 月まで

私は、昭和 36 年ごろ、転職したが、転職先の会社が厚生年金保険の未適用事業所であったため、会社の上司に依頼して国民年金の加入手続きを行ってもらった。国民年金保険料については、国民年金の加入後から適用事業所に転職した期間も含めた昭和 41 年夏ごろまで継続して集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人の居住していた地域では集金人制度が存在していたことが確認できる。

また、申立人は、昭和 38 年 6 月及び 41 年 2 月にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所に転職し厚生年金保険に加入したが、加入した後も国民年金保険料を継続して集金人に納付していたと主張していることから、当時、申立期間②は国民年金の強制加入期間として認識されていたものと推認できる上、申立期間当時、申立人と同居し、同じ職場に勤務していた申立人の妹も、申立人と一緒に国民年金保険料を集金人に納付していたと証言していることから、全体を通じて申立人の主張に特段不合理な点はみられず、申立期間②の保険料を納付していたものと認められる。

さらに、昭和 41 年の夏ごろに、集金人から国民年金と厚生年金保険は重複して加入できないことを教えられたことから集金人に依頼し、国民年金

保険料の納付を止めたものの、その後、重複して納付した申立期間②の国民年金保険料が還付されなかったことから、「（申立期間②の）保険料は納付済みにしてくれるのかな。年金の額が増えるのでは。」と思ったとしており、その記憶は具体的かつ鮮明であることから、その主張には信憑性が認められる。

加えて、申立期間②については、厚生年金保険加入期間であり、脱退手当金が支給されているため、申立人は国民年金の被保険者となり得ないことから、納付した国民年金保険料は還付の対象となるが、これが還付された事実は認められず、申立人が保険料を納付してから既に40年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金に対する受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、国民年金の被保険者の資格を認めず納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域においては、集金人制度は昭和37年4月に開始されていることから、昭和36年度分の保険料については過年度納付となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年3月に払い出されていることから、37年4月以降の国民年金保険料を集金人に納付することは可能であったが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶はないとしており、申立人は国民年金に加入した直後から保険料を納付したとしていたことから、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の38年4月から保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妹も、申立期間の保険料は未納となっている。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年6月から41年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 51 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、当時勤務していた会社の雇用主の妻が行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続を行った数年後に、雇用主の妻が私の金融機関の口座から現金を引き出し、過去の未納分の保険料を一括して金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用主の妻が、申立人の国民年金の加入手続を行った数年後に、過去の未納分の国民年金保険料を金融機関で一括して納付したと主張しているところ、申立人は昭和 52 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、その数年後となる 53 年 7 月から 55 年 6 月までの期間に実施されていた第 3 回特例納付により、申立期間の保険料を納付したものと推認できる上、申立期間は強制加入期間であることから保険料の納付が可能な期間である。

また、申立人が一括して納付したとする金額は、申立期間に係る国民年金保険料を実際に特例納付した場合の保険料額におおむね一致している。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の雇用主の妻は、「私たち夫婦が、以前特例納付をした時と同じように、申立人の保険料をさかのぼって納付した。」と証言しているところ、社会保険庁の記録によると、雇用主夫婦は第 2 回特例納付により保険料を納付していたことが確認できることから、同納付制度を認識していることがうかがわれ、その主張には信憑性がある。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 52 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、時期は明確でないが、私の父親が行った。

その際、未納となっていた過去の 2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと父親が言っていたこと、及びその後の保険料は父親が納付書を持って来た集金人に納付していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 5 月に払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間のうち、51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行った際、未納となっていた過去の 2 年分の保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年度の前年度である 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間については、過年度納付されていることが確認できる上、申立期間のうち 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金の保険料月額については、過年度納付した 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の保険料月額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後について、国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間や付加保険料を納付している期間

も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 51 年 3 月までの期間について、申立人は、申立期間当時、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与していなかったため、申立期間当時の具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その際、未納となっていた過去の 2 年分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付した後は、納付書を持参した集金人に保険料を納付したと主張しているが、申立人が居住している市では、昭和 46 年 10 月から納付書方式が採用されていることから、申立期間のうち 44 年 4 月から 46 年 9 月までの期間については保険料を納付することができない期間であり、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 5 月に払い出されていることが確認できることから、その時点では、申立期間のうち 44 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない期間である上、特例納付が行われた形跡がなく、別に国民年金手帳記号番号を払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、53 年 11 月から 54 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 3 月から 54 年 3 月まで  
③ 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで  
④ 昭和 58 年 7 月から平成元年 3 月まで  
⑤ 平成元年 5 月から 2 年 2 月まで  
⑥ 平成 2 年 4 月から 4 年 3 月まで  
⑦ 平成 4 年 5 月から 7 年 10 月まで

私は、昭和 35 年 12 月ごろ、役所から女性が自宅に来て、60 歳になると年金がもらえるからと言われたので、国民年金に加入した。国民年金保険料については、納付書が届いたら納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 35 年 12 月ごろに国民年金に加入していることが確認でき、加入手続きを行いながら、その直後の期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考えにくい。

また、申立期間②のうち、昭和 53 年 11 月から 54 年 3 月までの期間について、申立人の所持する国民年金手帳から申立人が 53 年 11 月に住所変更届を行ったことが確認でき、申立人はこの時点から保険料を納付し始めたと考えても不合理ではない上、申立人が口頭意見陳述において、郵便局で納付したとの証言は、具体的であり不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間③については、直前の期間の国民年金保険料が過年度

納付されて、直後の期間は現年度納付されていること、及び保険料が当該現年度納付額より安価な申立期間③の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

- 2 一方、申立期間②のうち昭和 52 年 3 月から 53 年 10 月までの期間については、住所変更届が適切に行われている記録は見当たらない上、申立人が申立期間当時、転居する前に居住していた市を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿でも申立人が一時不在とされていたことが確認できることから、申立期間の納付書については、申立人に送達されなかったものと考えるのが自然である。

また、申立期間④、⑤及び⑥については、申立人の国民年金手帳の記載及び社会保険庁の記録による住所と申立人が主張する居住地が異なっており、住所変更の届出が適切にされていた状況がうかがえない上、口頭意見陳述においても申立人から保険料の具体的納付状況についての証言は得られなかった。

さらに、申立期間⑦については、平成 4 年度の区の収滞納一覧表に、申立人が、以後の保険料を納付しても受給資格が得られないことから、保険料を賦課されなくなったとの記載があり、納付書も発行されず、以後の保険料を納付することはできなかったと考えられるとともに、申立人も、申立期間について保険料を全部納付した明確な記憶はないとしている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、53 年 11 月から 54 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月から 51 年 3 月まで

私が 20 歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続を行った。当時、私は、地元の酒屋で店員として働いていたので、国民年金保険料は自分で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は 50 年 10 月に払い出されていることが確認できることから、加入直後の 50 年度の現年度保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料の納付日が判明している納付済期間はすべて現年度に保険料を納付していることから、国民年金に加入した後における保険料の納付意識は高かったことが認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 47 年 12 月から 50 年 3 月までの期間について、申立人は、申立人の母親が申立人が 20 歳に到達した時に申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の兄は 20 歳到達時に国民年金に加入していなかったことから、申立人の母親が申立人のみ 20 歳到達直後に加入手続を行ったとは考えにくい上、その手続を行ったとする母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前記1に述べたとおり、昭和50年10月に払い出されていることが確認できることから、その時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間中に転居したことはなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後に過去の保険料をさかのぼり、まとめて納付した記憶はないとしていることから、申立期間のうち昭和47年12月から50年3月までの期間については、国民年金保険料を納付していなかったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間のうち、昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から43年3月まで

私は、親代わりであった15歳から働いていた会社の社長から成人を迎えた際、私の国民年金の加入手続を行ってくれたこと及び国民年金保険料を納付してくれたことを聞いている。保険料については、建築組合費や郵便貯金等と共に毎月給料から引かれており、昭和43年に会社を辞める時に社長から国民年金手帳を渡されたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの期間について、申立人が国民年金加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号が付与された被保険者のうち、20歳到達時に加入手続を行ったものと考えられる者の被保険者資格の取得日から、43年1月ごろと推認でき、加入手続を行いながら、その直後の国民年金保険料が未納となっていることは不自然である。

また、申立人が自分と同様に国民年金の加入手続及び保険料の納付を社長に任せていたのではないかとする1歳年長の申立人の同僚については、加入手続を行った月から国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人についても、加入手続を行った昭和43年1月から保険料の納付が始まったものとするのが自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和40年7月から42年12月までの期間について、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していな

い上、申立期間当時の社長も既に亡くなっており、ほかに証言をする者もないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた時期は、前記1に述べたとおり、昭和43年1月ごろと推認でき、この時点では申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間において申立人が一緒に勤めていたとする当時の同僚のうち、申立人と近い時期に20歳を迎えた者についても20歳から国民年金保険料が納付済みとなっている者が確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年1月までの期間及び5年5月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年1月まで  
② 平成5年4月から同年6月まで

私は、大学を卒業した平成4年3月又は4月ごろ、母親から、私の国民年金の加入手続を行っていたことを知らされ、年金手帳を渡された。大学時代と就職先の会社を退職してから再就職するまでの期間は、母親が国民年金保険料を納付してくれていた。母親は、未納期間を残さないように、さかのぼって私の保険料を納付してくれたこともあった。私は、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成5年6月ごろからみて、さかのぼって保険料を納付するほかないが、現に、その直後の期間については、保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立人の母親が未納期間を残さないよう申立人の保険料をさかのぼって納付していたと証言していることを考え併せると、申立期間①についても、母親がさかのぼって保険料を納付していたと考えても特段不合理な点はみられない。

また、申立期間②については、その間に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されており、社会保険庁のオンライン記録によると、厚生年金保険加入期間中で申立期間②直前の平成5年2月及び同年3月について、国民年金保険料が重複納付され、その後還付されているが、申立人の母親が、厚生年金保険加入期間にもかかわらず国民年金保険料を納付しておきながら、その直後の申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間①は10か月、申立期間②は3か月と共に短期間である。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、国民年金に任意加入し、国民年金加入期間の保険料を完納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、平成5年4月は、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和 48 年 10 月ごろに私の妻が区役所で夫婦二人分を一緒に行った。国民年金保険料については、妻が夫婦二人分の保険料を郵便局または金融機関で毎月納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ 3 か月及び 9 か月と短期間である。また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をほとんど納付済みであることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 2991

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間、57年9月及び58年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで  
② 昭和57年9月  
③ 昭和58年2月

私の国民年金の加入手続は、昭和48年10月ごろに私が区役所で夫婦二人分を一緒に行った。国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を郵便局または金融機関で毎月納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、それぞれ3か月、1か月及び1か月と短期間である。

また、申立期間①、②及び③の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所や夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をほとんど納付済みであることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から61年4月まで

私は、昭和60年11月に勤務先の会社を退職後、すぐに市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。その後、毎月、同支所で納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付していた。きちんと保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の会社を退職後、市役所の支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、申立人の父親から勧められ加入手続を行ったと述べるなど、国民年金へ加入した動機は明確である上、加入手続を行った際の状況についても、具体的かつ鮮明に記憶している。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の母親の看病の傍ら、毎月、自宅から自転車に乗って同支所へ行き、その窓口で納付書により国民年金保険料を納付していたことなど、保険料を納付した当時の状況について鮮明に記憶している上、申立人が申立期間当時居住していた市では、その当時、申立人の自宅の近隣に同支所が存在し、納付サイクルも1か月であったことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点はみられない。

さらに、申立期間は1回、かつ6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、店を経営している姉夫婦と同居し、その店を手伝っていた。姉夫婦は、集金人に自分達の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していた。しっかりした姉夫婦が保険料を納付し忘れるはずはない。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の姉夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間の前後の保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人及び姉夫婦の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

さらに、申立人の義兄は、申立期間当時、集金人に申立人の国民年金保険料を納付していたことなど、保険料の納付状況について具体的に証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 2994

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私は、結婚した昭和48年10月に、区役所で国民年金の任意加入手続を行った。その後、同区役所の窓口で、申立期間の保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和48年10月に国民年金の任意加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳及び特殊台帳によれば、確かに申立人が48年10月に任意加入手続を行っていることが確認でき、任意加入手続を行っておきながら、当初の申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間を除き保険料を完納するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ6か月と短期間であり、その前後の国民年金保険料は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月

私の母親が、昭和57年2月ごろ、私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、平成2年2月に私名義の銀行口座から振替を始めるまで、私の母親が納付してくれていた。母親が保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年2月ごろに国民年金に加入してから平成2年2月に申立人名義の銀行口座からの振替を始めるまでの期間の国民年金保険料は、申立人の母親が納付していたと主張しているところ、その母親はこの期間の申立人の保険料を納付していた旨証言している上、申立期間を除く当該期間の保険料は、すべて納付済みとされている。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたとする期間のうち、納付日が確認できる期間の大半は、当該月中に納付されていることが確認できることから、申立人の母親の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の母親の住所などに変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、申立人の母親が、途中の1か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 神奈川国民年金 事案 2996

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 4 月に会社を退職してしばらくしたころ、社会保険事務所から連絡を受けて、同事務所で国民年金の加入手続を行った。その際、過去に未納となっていた期間の国民年金保険料の納付書を発行してもらい保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、社会保険事務所では国民年金の加入手続を行い、納付書により申立期間の国民年金保険料を過年度納付したと主張しているところ、当時、社会保険事務所では、便宜上、国民年金の加入手続を行っていたものと推認できる上、過年度分の保険料の納付書を発行していたことから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 7 月に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間の保険料を納付することは可能であった。

加えて、申立期間の国民年金の保険料月額については、申立期間直後の納付済みとなっている昭和 54 年 4 月以降の保険料月額より安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行われていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 2997

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私が結婚してからの国民年金保険料は、私の妻が市役所又は銀行で納付していたにもかかわらず申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ、12 か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や職業に変更はなく、生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 50 年 3 月直後の同年 4 月から 60 歳に到達するまでの 30 年以上の期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻が納付していたと主張しているところ、その妻は、申立人の申立期間の保険料を納付していた旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、申立期間当時、大学院の研究生であったので、母親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、母親は、私が就職するまでの間、国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その母親は、国民年金制度発足時に国民年金に任意加入し、その後、60 歳になるまでの間、加入可能月数を超えてまで保険料を納付するなど、保険料の納付意欲は極めて高かったものと認められる。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、保険料が納付可能な期間である上、申立人は、昭和 57 年 4 月に厚生年金保険に加入するまでの間、申立期間を除き保険料をすべて納付していることなどを踏まえると、納付意欲の極めて高かったその母親が、12 か月と短期間である申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人の国民年金保険料を提供していたとする申立人の父親の厚生年金保険における標準報酬月額、申立期間当時、最高等級であったことから、申立期間の保険料を納付するだけの資力は、十分あったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、平成元年10月、同年11月、3年5月、同年8月、4年1月から5年7月までの期間、7年11月から8年1月までの期間及び8年9月の国民年金保険料については納付していたものと認められ、10年7月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月及び同年11月  
② 平成3年5月  
③ 平成3年8月  
④ 平成4年1月から5年7月まで  
⑤ 平成7年11月から8年1月まで  
⑥ 平成8年9月  
⑦ 平成10年7月

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料について、私は、社会保険庁から送られてきた私の年金記録について、あまりにも未納期間が多いことから、私が家計簿や預金通帳と突き合せて確認したところ、未納とされている期間にも納付している個所が見つかった。国民年金保険料については、私が区役所の支所、金融機関又は集金人へ納付しており、過去に、時効で払えないと言われたこともなく、納付した保険料はすべて記録されていると信じていたので、これらの申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間⑦の国民年金保険料については、平成10年8月に行った口座振替と集金人への支払いが重複していることから還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥については、それぞれの期間は短期間又は比較的短期間である。

また、平成元年5月分の国民年金保険料が納期限後に納付されたとして還付されているが、還付が行われた日において、申立期間の一部に充当する必要があったにもかかわらず、充当された形跡が認められないことや、平成2年度の2か所の納付記録が21年1月に訂正されていることなど、申立期間に近接した時期において、行政側の記録管理に多くの不備が認められることから、申立人は申立期間の保険料を納付していた可能性がある。

さらに、申立人が所持している平成5年の家計簿には、申立期間④のうち、平成4年11月分及び同年12月分の国民年金保険料が納付されていたことを示す記載が認められる。

加えて、申立人の居住する地域では、申立期間当時、集金人が年度内未納分の国民年金保険料を集金する制度が存在していたことが確認できることから、申立内容には特段不合理な点は認められない。

2 申立期間⑦については、申立人が所持する銀行預金通帳と家計簿の記載から、平成10年7月の国民年金保険料を2回納付していたことがうかがえることから、申立期間の国民年金保険料は重複して納付されていたものと考えられ、社会保険庁のオンライン記録には、当該保険料の還付を行った記録は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は平成元年10月、同年11月、3年5月、同年8月、4年1月から5年7月までの期間、7年11月から8年1月までの期間及び8年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められ、10年7月の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 3000

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 52 年に結婚し、1 年ほど経ったころに国民年金の任意加入手続を行った。加入手続後は、納付書が届くようになったので、自宅近くの郵便局又は金融機関で毎月国民年金保険料を納付していた。58 年 4 月に転居してからも同様に自宅に納付書が届いていたので、自宅近くの郵便局又は金融機関で毎月保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅近くの郵便局又は金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする郵便局及び金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の夫は、「当時、妻（申立人）から、国民年金の保険料は未納がないように毎月納付していると聞いていた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 3001

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 40 年 3 月まで

私の妻が、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、妻が、未納期間がないように夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その妻の申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人の被保険者台帳では、申立期間の国民年金保険料について、第 2 回特例納付により保険料が納付されたことをうかがわせる形跡が確認できる上、申立人の妻の被保険者台帳にも同様の記載があり、その妻の申立期間の保険料は第 2 回特例納付により納付されていることから、申立人の申立期間の保険料についても第 2 回特例納付により納付されていたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとする妻も国民年金加入期間の保険料を完納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 3002

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から42年3月まで

私の父親が所持していた私の国民年金手帳が見つかった。その手帳には、検認印が押されている上、国民年金保険料が納付済みとなっている旨が記載されたメモが挟んである。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年11月から41年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳における国民年金印紙検認記録欄に検認印が押されており、国民年金保険料が納付されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの期間については、申立人が、申立人の国民年金手帳と一緒に、この期間の一部について申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親が書いたとするメモを所持している上、当該年度の一部に未納期間がある場合には、存在するはずの特殊台帳が存在しないこと、及びその父親が保険料を納付していたとする申立人の両親及び兄弟は、いずれも同期間の保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、納付意識の高かったその父親が、同期間の保険料を納付していたものと推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和36年11月から41年3月までの期間については、厚生年金保険の加入期間であるため、国民年金の被保険者となり得る期間でないことから、平成20年11月に還付がなされている。

しかしながら、厚生年金保険の被保険者であった期間は、脱退手当金が支給され年金額の計算の基礎にはならず、申立人が保険料を納付してから既に



40 年以上が経過していることなどを踏まえると、被保険者となり得ないことを理由に、申立期間について、被保険者の資格を認めず納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料、50年4月から54年1月までの付加保険料及び62年12月から63年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年3月まで  
② 昭和50年4月から54年1月まで  
③ 昭和55年1月から55年3月まで  
④ 昭和61年4月から62年3月まで  
⑤ 昭和62年12月から63年3月まで  
⑥ 昭和63年4月から平成1年3月まで  
⑦ 平成2年11月から3年3月まで  
⑧ 平成3年10月から4年3月まで  
⑨ 平成4年6月から7年3月まで

私は、昭和41年12月ごろ、結婚を機に国民年金に加入した。国民年金保険料については夫の保険料と一緒に最初のころは集金人に、その後は送付されてくる納付書により、銀行か区役所の窓口で納付してきた。付加年金の制度が始まればすぐに加入し、未納のないよう納付してきたにもかかわらず、納付したはずの保険料が未納とされ、付加保険料についても納付していないことになっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び⑤について、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納となっているのは不自然であるとともに、申立期間⑤については、付加年金に加入していた期間であり、その直前まで現年度

納付により付加保険料を含めて国民年金保険料が納付済みとされていることから、申立人が付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間は付加年金の加入期間とされており、付加保険料は現年度納付によることから、申立期間の保険料はすべて現年度に納付済みとなっていること、及び申立期間の前後の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みになっていることから、申立期間の付加保険料のみが未納とされているのは不自然であり、申立人は、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間④について、申立人は、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付し、第3号被保険者への切替手続をした憶えもなく、保険料の還付を受けたこともないと主張しているところ、申立人は結婚後の昭和42年に国民年金に加入した後においては、その夫が厚生年金保険に加入していた時期であっても、常に強制加入被保険者として取り扱われていた上、申立期間当時、その夫は既に勤務先を辞め厚生年金保険第4種被保険者（任意加入）であったが、国民健康保険に加入していたことから、元の勤務先が申立人の夫の扶養状況を把握した上で申立人の第3号被保険者への種別変更手続を行ったとは考えにくいとともに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、昭和61年4月に強制加入被保険者から第3号被保険者への種別変更が行われていることが確認できるものの、同庁における実際の変更手続が同年8月に行われていることを考えると、申立人が年度当初、既に発行された納付書によって申立期間④の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、国民年金に加入手続後においては、申立期間以外に保険料の未納はなく、付加年金にも加入していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められることから、申立期間④の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

2 申立期間③、⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人が定額保険料を過年度納付していることが確認できるが、付加保険料は現年度の定額保険料とともに、納付期限内に納付することとされていることから、同期間については、申立人が付加保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料、申立期間②の付加保険料、申立期間④及び申立期間⑤の付加保険料を含めた国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間④については、国民年金の第3号被保険者であることが明白なため、この期間の記録訂正を行うことはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 3004

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月

私は、昭和54年9月に義姉に勧められて、市役所の行政センターで国民年金の任意加入手続を行った。その際、付加年金にも加入し、その場で申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立人は、昭和54年9月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、加入手続のみを行い、加入直後の申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の付加保険料が納付済みとなっていることから、申立期間についても国民年金保険料と共に付加保険料を納付していたとするのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料を納付している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 37 年 3 月まで

私は、結婚に先立つ昭和 36 年 4 月に夫の実家で花嫁修業を始め、併せて義母が国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、義母に頼んで納付してもらった。加入手続直後の 4 か月の保険料を納付しているにもかかわらず、その後 8 か月間だけ納付しないわけではなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回で、かつ 8 か月と短期間である。

また、申立人は、昭和 36 年 12 月ごろに国民年金の加入手続を行い、同年 4 月にさかのぼって資格を取得し、国民年金保険料を同月から 4 か月分納付していること、及び 37 年 4 月からは任意加入して保険料をすべて納付していることが確認でき、このような申立人が、その間の 8 か月分の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の昭和 36 年度の各月の国民年金保険料の納付状況をみると、特殊台帳では特定されていないところ、オンライン記録では申立期間が未納と特定されているものの、その理由は不明であること、及び昭和 37 年 2 月に厚生年金被保険者の夫と結婚した申立人の被保険者種別について、36 年 4 月 1 日の資格取得時にさかのぼって強制加入被保険者から任意加入被保険者に訂正されているが、その時期が不明であることなど、当時における行政側の記録管理に複数の不備があった可能性がある。

加えて、申立人は申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金に関する意識や保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年4月20日まで  
社会保険庁の記録によると、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、被保険者資格の喪失後に53万円から8万円に引き下げられているのはおかしいので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年4月20日の後の同年4月21日に、申立人を含む2名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は53万円から、8万円へと訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、商業登記簿謄本から、申立人はA社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の元同僚は、社会保険事務は社長が担当であり、申立人は設計を担当し、社会保険事務には関与していないと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。



## 神奈川厚生年金 事案 1874

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和58年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月30日から同年6月30日まで

昭和50年4月1日から平成17年3月31日までの約30年間、A社に勤務した。58年5月30日に同社B支店から同社C支店に転勤したが、社会保険庁の記録では1か月の空白期間がある。継続して勤務したことは間違いないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合が発行した在籍証明書及び給与明細書により、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し（昭和58年5月30日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の保管する給与明細書及びA社C支店における昭和58年6月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和63年6月1日から平成元年11月21日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月1日から63年6月1日まで  
② 昭和63年6月1日から平成元年11月21日まで  
58歳の「年金加入記録のお知らせ」を見たところ、標準報酬月額が実際にもらっていた給与額と大幅に違っていることが分かった。

私が、A社に勤務していた申立期間当時、給与額は35万円以上だったので、「年金加入記録のお知らせ」の標準報酬月額は間違っており、納得いかないので標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成元年11月21日）の後の平成元年12月7日に、さかのぼって12万6,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の顧問会計事務所所長が、「申立期間②の当時、同社には社会保険料の滞納があった。」と供述している。

さらに、閉鎖事項全部証明書から、申立人は、申立期間②当時、A社の取締役であったことが確認できるが、同僚から、「申立人は、営業担当の取締役であり、社会保険の届出等には関与していなかった。」との証言がある。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間①について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 60 年 1 月 1 日付けで月額変更がなされ、同年 10 月 1 日付け、61 年 10 月 1 日付け及び 62 年 10 月 1 日付けの算定届が提出されており、厚生年金保険被保険者名簿においてもさかのぼった訂正等の不自然な点は見当たらない。

また、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人の記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月から8年9月までの期間及び9年4月から19年3月までの期間に係る標準報酬月額記録については、5年10月から6年10月までの期間は47万円、6年11月から8年9月までの期間は41万円、9年4月から同年8月までの期間は47万円、9年9月から11年3月までの期間は50万円、11年4月から13年5月までの期間は47万円、13年6月から14年11月までの期間は50万円、14年12月から15年3月までの期間は47万円、15年4月及び同年5月は59万円、15年6月から16年5月までの期間は56万円、16年6月から18年5月までの期間は47万円、18年6月から19年3月までの期間は50万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から19年4月21日まで

私は、年金記録照会回答票で確認したところ、取締役になって給与が増えたはずなのに標準報酬月額が当時の給与と余りに相違している。保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給料支給明細書から、申立期間のうち、平成5年10月から8年9月までの期間及び9年4月から19年3月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、

これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われることから、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額か、申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額の範囲内のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、給与支給明細書の保険料控除額から、平成5年10月から6年10月までの期間は47万円、6年11月から8年9月までの期間は41万円、9年4月から同年8月までの期間は47万円、9年9月から11年3月までの期間は50万円、11年4月から13年5月までの期間は47万円、13年6月から14年11月までの期間は50万円、14年12月から15年3月までの期間は47万円、15年4月及び同年5月は59万円、15年6月から16年5月までの期間は56万円、16年6月から18年5月までの期間は47万円、18年6月から19年3月までの期間は50万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成8年10月から9年3月までの期間については、申立人の保管する給与明細書に記載されている保険料控除額と社会保険庁の記録する標準報酬月額に基づく保険料額が一致することから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の大部分の期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を平成5年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月30日から同年2月1日まで

社会保険事務所の記録では、A事務所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成5年1月30日となっているが、同年1月31日まで勤務しており、また、同年1月の保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年2月\*日に結婚するので、5年1月末で退職する旨を事業主に申し出たと主張しており、一緒に勤務した者もこの事実を証言していることから、申立期間において継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人が保管する給与明細書により、申立人は平成5年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人の保管する申立期間に係る給与明細書及び申立人のA事務所に係る平成4年12月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している被保険者資格喪失確認通知書の記載内容から事業主が平成5年1月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務

所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本部（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和59年8月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月2日から同年8月2日まで  
社会保険庁の厚生年金保険被保険者期間の記録では、昭和59年6月2日にA社本部において資格を喪失し、同年8月2日にC社で資格取得となっているが、52年4月1日に入社してから平成20年5月24日に退職するまで、継続して勤務していた。A社からの人事発令通達の写しがあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたA社社内履歴写し、人事発令通達の写し及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に申立期間に継続して勤務し（昭和59年8月2日に同社本部からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本部における昭和59年5月の社会保険庁のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、B社の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により申立人のA社本部での資格喪失日が昭和59年6月2日と記載されていることが確認できることから、事業主が



同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月及び7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34年5月から35年9月までは6,000円、35年10月から36年7月までは7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から36年8月1日まで  
新聞、テレビ等の報道で年金に関心を持ち、社会保険事務所で調べてもらったところ、A社の記録が4か月しかないとのことだった。私は、田舎からBに出て成人式を迎えた昭和34年5月にCにいるおじさんの紹介で同社に入社し、結婚のため退職する36年12月まで勤めていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身がA社に入社するに至ったいきさつを詳細に記憶しており、また、同社における複数の同僚は、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを供述していることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたものと認められる。

また、申立期間当時にA社に勤務し、同じ業務に従事していた複数の同僚には、入社直後から厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、当該同僚のうち、1名は、A社においては試用期間は無かった旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事

し、申立人と同じく住み込みであった同僚の申立期間に係る社会保険事務所の記録から、昭和 34 年 5 月から 35 年 9 月までは 6,000 円、35 年 10 月から 36 年 7 月までは 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立期間に係る被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人の申立期間に係る資格取得の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 5 月から 36 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和22年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から同年9月1日まで  
社会保険庁に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和22年6月1日資格喪失、同年9月1日資格取得となっており、3か月の空白期間が生じていた。私は、18年5月から61年3月までA社に継続して勤務しており、申立期間は同社B支店にいたことを記憶している。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「永年勤続者表彰式」の録画媒体及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和22年9月1日に同社本店から同社C支店に厚生年金保険の記録上異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B支店は適用事業所としての記録が無い上、同社C支店は昭和22年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社本店において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和22年5月の社会保険庁のオンライン記録から600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社の人事記録によると、申立人の同社における資格喪失日である昭和 22 年 6 月 1 日は、申立人が販売会社へ転出した日の翌日であり、同日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月から 8 月までの保険料については納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月18日から同年5月2日までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を7年1月18日に、資格喪失日を同年5月2日に訂正し、7年1月の標準報酬月額を17万円に、7年2月から同年4月までの標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月から7年6月まで  
② 平成6年7月28日から同年12月20日まで  
③ 平成7年1月18日から同年5月2日まで  
④ 平成8年9月15日から同年10月1日まで

社会保険庁の記録によると、船員保険被保険者記録が欠落しているが、申立期間②以外は、大きな会社で、会社は船員保険に加入しており、私は海員組合にも入っていたので、私だけ船員保険に加入していなかったとは考えられない。申立期間②、③及び④については、手元にある船員手帳に記録があるものを申し立てるので、調査して、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人の保有している船員手帳並びに船舶を所有するA社（現在は、B社）から提出のあった船舶Cの乗組員名簿により、申立期間において同社の運用する船舶Cに乗船していたことが認められる。

また、船舶Cの乗組員名簿に記載のある日本人船員14名のうち、申立期間③に船員保険の被保険者記録が無いのは申立人のみであり、B社からは、4か月もの間の乗船であれば、船員保険に加入させ、船員保険

料を給与から控除していたはずであると証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成7年1月から同年4月までの標準報酬月額については、事業主が提出した申立人に係る海員名簿並びに後任者及び同僚に係る社会保険庁のオンライン記録から、同年1月は17万円に、同年2月から4月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出を行ったと主張しているが、確認できる関連資料及び周辺事情は無く、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年1月から同年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人が保有する船員手帳から、当該期間については、申立人は申立期間②に係る船舶及び申立期間③に係る船舶に乗船していることが確認でき、申立人は当該期間について、船舶Eに乗船していなかったものと推認される。

また、申立人が、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

なお、申立人は、船舶を所有するD社の船舶Eに2航海乗船したので、2度被保険者となっているはずであると述べているところ、1航海は平成4年12月から6年6月であることが社会保険庁の記録から確認できるが、もう1航海については、申立人の挙げる同僚は、「申立人と同じ船舶に乗船したのは、2年9月から3年8月の船舶Eでの航海の一度だけである。」と証言している上、「当時D社の船舶をI社が借り受けていた。」との証言があることから、3年9月1日から4年10月31日までの期間に係るI社における被保険者記録が、申立人が船舶Eに乗船していた期間に係る被保険者記録であると考えられる。

- 3 申立期間②について、申立人が保有する船員手帳から、申立人は、船舶を所有するGの船舶Hに乗船していたことが推認できるが、申立期間②と同期間に船員保険の被保険者名簿に名があるのは、申立人が主張する乗組員14名か15名のうち2名のみであり、申立人が同僚として挙げ

るJ氏の名前も被保険者名簿に無く、事業主は乗組員全員を船員保険に加入させていたわけではないと推認できる。

また、申立人が、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

- 4 申立期間④について、申立人が保有する船員手帳並びに船舶を所有するK社の回答から、申立人が事業主の船舶Fに乗船していたことが推認できるが、事業主からは「10日から15日以内の臨時雇用の船員は、船員保険に加入させないで、海外旅行保険に加入するようにしていた。申立人も回航のための臨時雇用であり、同様の扱いであった。」と証言をしている。

また、申立人が、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

- 5 このほか、申立期間①、②及び④について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に、資格喪失日に係る記録を37年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から37年5月1日まで

A社及びB社に勤務していた期間のうち、昭和36年4月1日から37年5月1日までの期間の厚生年金保険記録が無い。この期間は、勤務地は移転したが勤務内容に変わり無く、給与から保険料は控除されていたので、この期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚は、申立人が申立期間にA社に勤務していた旨を供述している。

また、申立人の日記には、「昭和37年4月30日が最終就業日であり、かつ給料日であるが、それ以前の一年間は全く給与が上がらなかった。」と記載されている。

さらに、申立人が所持する給与明細書（昭和36年4月から同年6月まで及び同年8月）には、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間当時A社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から1万2,000円にすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和37年5月1日に

厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人及び同僚が申立期間当時、同社には 10 名程度の従業員がいたと証言していることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社ともに事業を廃止しており、事業主は高齢であることから確認はできないが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年12月1日から5年8月2日まで  
社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成3年12月1日から5年8月2日までの標準報酬月額が6年1月7日に53万円から8万円にさかのぼって引き下げられているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年8月19日）の以後の平成6年1月7日付けで、3年12月1日から5年8月2日までさかのぼって標準報酬月額が53万円から8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できるが、同社は、当該訂正処理が行われた平成6年1月7日より前の5年8月18日に破産宣告を受け、破産管財人が選任されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「訂正処理については関与していない。」と述べており、代表取締役である申立人は既にA社における社会保険に係る事務の権限が無かったことを考え合わせると、申立人が、当該訂正処理に関与できたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を遡及<sup>そきゆう</sup>して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円と訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社に係る資格取得日を昭和62年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月1日から同年9月6日まで

昭和62年4月にA社に入社した際、研修期間の3か月後に正社員に登用され、基本給22万円で社会保険にも加入すると言われていたのに、同年7月と8月の厚生年金保険の被保険者資格が無い。給与明細書は残っていないが同年8月の給与からは保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めて、正しい標準報酬月額に直してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している預金通帳には、昭和62年4月からA社からの給与振込が確認できることから、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同時期にA社に勤務していた複数名の同僚の保管する給与明細書によると、それぞれの退職月の厚生年金保険料の控除の状況から、同社においては、保険料の控除については翌月控除方式であったと判断されるところ、全員が社会保険庁の記録にある資格取得月の前月から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

上記の事情から、申立人についても同様に社会保険庁の記録にある資格取得月の前月の昭和62年8月の給与から厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが自然であり、A社においては厚生年金保険料の控除は翌月

控除方式であったことから、当該保険料は同年7月の保険料であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記同僚の給与明細書から、保険料控除額は社会保険事務所の記録にある標準報酬月額に見合ったものであることから、申立人についても同様に社会保険事務所の記録にある標準報酬月額に見合った保険料が控除されていたものと推認でき、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年9月の社会保険事務所の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に解散しており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 5 年 5 月 31 日まで  
社会保険庁の記録では、平成 4 年 11 月から 5 年 4 月までに係る標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、標準報酬月額の引き下げについて会社からは一切知らされていない。平成 4 年及び 5 年分給与所得源泉徴収票があるので申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する平成 4 年及び 5 年分給与所得源泉徴収票から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成元年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、元年11月及び同年12月は20万円、2年1月から同年6月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年11月1日から2年7月1日まで  
社会保険庁の記録では、A事業所に勤務していた平成元年11月1日から2年7月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。私は元年10月21日から同事業所に勤務し、同年11月から2年6月まで給与から厚生年金保険料を控除されていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は平成元年10月21日からA事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書には、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人の給与明細書から、平成元年11月及び同年12月は20万円、2年1月から同年6月までは18万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、平成2年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前は申立期間を含め

て適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人及び同僚の証言から、同事業所にはすでに5名以上の従業員がいたことが認められることから、同事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の厚生年金保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 48 年 10 月 16 日まで  
社会保険庁の記録では、申立期間について、脱退手当金が支払われたことになっているが、私は退職の翌月に結婚式を控え、引越しや結婚準備のために毎日、四苦八苦していた。脱退手当金を受給したとされる時期にはすでに国民年金に加入しており、脱退手当金の制度も知らなかったため、自分で請求するはずもない。脱退手当金が支給されたこととなっている記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 48 年 10 月 16 日の前後 5 年以内に資格喪失した申立人以外の者は 21 名で、そのうち、脱退手当金の支給記録が確認できるのは 6 名であり、連絡が取れた 5 名は、自分で脱退手当金を請求したと供述している上、事業主は、「会社が、従業員に代わって脱退手当金の請求を行うことは無い。」と回答していることから、事業主が代理請求したものとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 48 年 12 月 20 日の約 1 か月前に国民年金に加入して、60 歳まで国民年金をすべて納付しており、年金受給に対する意識の高さを考慮すると、脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和34年5月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年11月から34年4月1日まで  
② 昭和34年5月から同年10月1日まで  
③ 昭和41年11月から42年2月1日まで  
④ 昭和63年7月から同年8月31日まで

私は、申立期間①について、昭和33年11月から34年3月末まで、B社（現在は、F社）で、組立工として働いていた。

申立期間②について、昭和34年5月1日から同年9月末まで、A社でエンジンの組立てをしていたが、同時期に勤務していた同僚の記録があるのに、私の記録が無いのはおかしい。

申立期間③について、昭和41年11月にC社に入社し、ドライバーとして、同社のトラックと共に当時同社が仕事をしていたD社に出向き仕事をしていた。社会保険庁の記録では、C社の被保険者期間が、私が勤務していた期間のうち1か月しかないが、同社に在籍して期間が1か月しかないということは考えられない。

申立期間④について、昭和63年7月にはE社（現在は、G社）に入社し、報道関係者や制作関係者の運転手として働いていた。当時取材した事故や制作した番組についても詳しく覚えており、私が、63年7月から同社で働いていたことは間違いない。

申立期間①から④までについて、厚生年金保険の被保険者期間として

認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の同僚は、「申立人と同日にA社に入社した。」と供述しており、また、申立人の同社における業務内容についての説明が、複数の同社の従業員の説明と一致している上、申立人の同社における退職に至る経緯についての説明が具体的であることから、申立人は同社に当該期間、継続して勤務していたことが認められる。

さらに、A社の正社員であった複数の者は、「当時、正社員は厚生年金保険に加入していたと思う。また、同社には正社員と臨時工が働いていたが、仕事内容は全く一緒で、勤務時間も同じであった。待遇においても両者は同じ扱いであったと思う。」と供述している。

加えて、申立人と同日にA社に入社したとする同僚は、「当時、厚生年金保険に加入する者と加入しない者がいるということは聞いたことが無く、臨時雇いであっても加入している。自分は、2か月更新の臨時雇いの扱いであったが、入社と同時に厚生年金保険に加入している。申立人は、昭和34年の年末ぐらいまでは在職していたはずであるが、自分が加入しているのに、申立人が加入していないのはおかしい。」旨を供述しているところ、同僚は、34年5月1日に同社において資格取得し、36年12月21日に喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、昭和34年5月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同日に入社した同僚の標準報酬月額が9,000円であることから、9,000円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び役員の所在も不明であり確認できない。しかし、申立期間の同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、同社の事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立期間当時にB社で厚生年金保険の被保険者記録のある社員が、申立人が同社に在籍していたことを記憶している

ことから、同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、F社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の在職及び社会保険の加入について不明である旨を回答している上、申立期間当時に在職していた同僚からも申立人の在職期間及び社会保険の加入についての証言を得ることはできなかった。

また、申立期間当時から平成3年まで在職し、給料計算事務を担当していた元社員は、「B社では、臨時工や中途採用の社員である本工には、3か月から6か月程度の試用期間があり、その期間はそれぞれの所属によって異なっていた。また、試用期間中は社会保険には加入していなかった。」旨を供述している。

さらに、社会保険事務所の保管する申立期間に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人がC社からD社に出向いて仕事をしていたことは、C社の元取締役が、「当時、同社がD社を現場の一つとしていたことは確かで、申立人の氏名も記憶しているため、申立期間③も在職していたはずである。」旨を証言していることから、申立人が当該期間に在職していたことは推認できる。

しかし、元取締役は、「C社は社員の出入りが激しく定着しないことが多かったことから、入社後3か月間は試用期間を設けていたはずであり、この期間は、厚生年金保険の被保険者とはしていなかった。申立人についても申立期間の3か月はその可能性が高いと思われる。」と供述している。

また、C社は、昭和60年6月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、当該期間に申立人の給与から保険料を控除していたかどうかについて確認することはできない上、当該期間に在職し、同僚調査に協力のあった2名からも、保険料の控除を確認できる証言は得られなかった。

申立期間④について、申立人は、昭和63年7月からE社で勤務していた旨を主張するところ、当時、取材に同行したとする事故が同年7月に発生していることが確認できることから、申立人が申立てどおりに同社に同年7月から在職していたことは推認できる。

しかし、E社が合併したG社は、E社の「従業員番号採番表」を提出し、これにより申立人の入社は、昭和63年8月1日、退職は同年8月30日であることから申立期間どおりの届出は行っていない旨を回答し、同社は、それ以前の期間は試用期間として加入していなかったと思われるとしている。

このほか、申立人に係る申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間について、申立人のA社における資格喪失日は平成5年8月1日であると認められることから、申立期間について資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬については20万円とするのが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月29日から同年8月1日まで

社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成5年5月29日になっているが、実際に同社を退職したのは同年7月31日付けであり、給与から健康保険料、厚生年金保険料共に控除されていたので、資格喪失日を実際に退職した日の翌日である5年8月1日に訂正し、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録により、申立人は平成3年5月1日から5年8月1日まで、A社に継続勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、当初、平成5年8月1日と記録されていた。

しかし、平成6年2月10日付けで、A社が5年5月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の処理及び申立人の同社における被保険者資格喪失日を5年5月29日に訂正する処理が行われている上、同日に申立人を除く4名（うち役員2名）についても申立人と同様の処理が行われている。

さらに当該訂正処理前の記録から、平成5年5月29日において、A社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日

について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が当初届出をした、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年8月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬については、訂正前の社会保険庁のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和19年10月1日から20年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年4月1日まで  
私は、A社に昭和19年4月1日から勤務していた。戦争の混乱の中同社の採用通知を持っていれば何かしらの保証を受けられると、当時の会社の幹部に言われた。厚生年金保険の加入記録がないのは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年2月1日付けの「右者当社少年工員採用試験ニ合格ス」の文書及び勤務中に親族からA社のB寮に入居中の申立人へ宛てた封書を持参していることや申立人の記憶から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の被保険者名簿から昭和19年10月1日に資格取得している同僚に照会したところ、「申立人の名前に覚えがある。私も申立人と同じ真空管の製作に従事していた。寮も申立人と同じB寮だった。私と一緒に入社し、私より半年程早く職場を辞めた記憶がある。」と述べており、この同僚は同年10月1日から20年9月30日まで厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、A社の被保険者名簿から昭和19年6月1日に資格取得している他の同僚2人に照会したところ、2人とも「申立人と同じように真空管の



製作に従事していた。」と述べており、そのうちの1人は「申立人と同じB寮に入居していた。」と述べており、この2人とも同年10月1日以降の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和19年10月1日から20年4月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については同僚の被保険者名簿の記録から50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間のうち昭和19年10月から20年3月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の制度発足前の労働者年金保険の期間であり、17年6月に施行された労働者年金保険法では、工場や鉱山で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたことから、女性である申立人は、労働者年金保険の被保険者とはならず、また、19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の制度発足のための準備期間であったことから保険料の徴収が始まっておらず、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、A社の事業主は、申立人が昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については90円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月20日まで  
② 昭和20年9月20日から21年4月1日まで

A社に昭和13年8月1日から21年3月31日まで勤務した。労働者年金保険被保険者台帳には資格喪失日は21年4月1日と記載されている。

しかし社会保険庁の脱退手当金支給記録では、昭和20年9月20日に資格喪失し脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した覚えは無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険庁の記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は昭和20年9月20日となっている。

しかしながら、A社が保管する労働者年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社における被保険者資格喪失日は、昭和21年4月1日と記載されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿によると、申立人に係るA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和21年4

月 1 日と記載されていることが確認でき、同社の保管する労働者年金保険被保険者台帳における被保険者資格の喪失日と一致している。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和 21 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、当該期間を対象として、昭和 21 年 7 月 9 日に脱退手当金が支給された記録となっている。

しかし、上述のとおり、申立人のA社における被保険者資格喪失日は昭和 21 年 4 月 1 日であると認められるところ、同一事業所に勤務している期間のうちの一部の期間についてのみ脱退手当金が支給された記録となっているのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月1日から53年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年11月1日に、資格喪失日に係る記録を53年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を47年11月から48年9月までは7万2,000円、48年10月から49年9月までは8万円、49年10月から50年9月までは11万8,000円、50年10月から51年9月までは12万6,000円、51年10月から52年9月までは15万円、52年10月から53年1月までは17万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から53年2月1日まで  
年金受取の手續に社会保険事務所に行ったら、申立期間が抜けていることを知らされた。申立期間は、中学時代からの友人で、管理職だった先輩に誘われ、トラック運転手として常時勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の上司、同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時にA社に勤務し、同じトラックの運転業務に従事していたとする同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時のA社の従業員数と社会保険庁の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考

えられる。

しかし、複数の同僚は、A社では試用期間があったと供述し、上述の上司は、申立人の試用期間は1か月だと思われると供述していることから、申立期間のうち昭和47年10月1日から同年11月1日までの期間については厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月1日から53年2月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、「申立期間の標準報酬月額については、年齢で決めるというより、採用時期が同じ者は同じような額で決めていた。」との経理担当者の証言から申立人と同様の業務に従事していた同僚の標準報酬月額が昭和46年10月は7万2,000円、47年10月は8万円、48年10月は11万8,000円、49年10月は12万6,000円、50年9月の標準報酬月額が15万円であったところから、申立人の標準報酬月額については、昭和47年11月から48年9月までは7万2,000円、48年10月から49年9月までは8万円、49年10月から50年9月までは11万8,000円、50年10月から51年9月までは12万6,000円、51年10月から52年9月までは15万円、52年10月から53年1月までは50年10月と51年10月との標準報酬月額の差額2万4,000円を51年10月の標準報酬月額に加算した17万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主に係る納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、後任の事業主は当時の資料が確認できないため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る事業主からの届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から申立人に係る厚生年金保険の資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年11月から53年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月から37年1月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年4月1日に、資格喪失日に係る記録を37年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を31年4月から34年9月までは4,000円、34年10月から35年9月までは6,000円、35年10月から36年12月までは1万円、37年1月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月から37年1月まで  
② 昭和39年4月から45年12月まで

厚生年金保険の期間照会をしたところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、被保険者記録が無いことが分かった。同僚は厚生年金保険の加入記録があり、私だけが無いのは納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主からの在職期間証明書により、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が自身と同じ販売員であったとして氏名を挙げた同僚8名は、A社において厚生年金保険被保険者となっている。

さらに、事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと述べている。

一方、申立期間当時、当該事業所においては、入社後3か月の試用期間を設けており、当該期間については厚生年金保険に加入していなかった旨の証言が複数の同僚から得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立期間①当時の同僚の標準報酬月額から、昭和31年4月から34年9月までは4,000円、34年10月から35年9月までは6,000円、35年10月から36年12月までは1万円、37年1月は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該期間当時在籍した複数の同僚からも、申立人が在籍していた証言を得ることができないことから、保険料控除の事実が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年12月29日）及び資格取得日（昭和22年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年12月から21年3月までは60円、同年4月から22年3月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月29日から22年4月1日まで

私は、A社に入社後、兵役に服し、昭和20年9月末に復員後、同社に復職した。社会保険庁の記録によると、昭和20年12月29日に資格喪失し、22年4月1日に資格取得したことになっているが、その間も同社に在籍していたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、A社において昭和19年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、20年12月29日に資格を喪失後、22年4月1日に同社において再度資格を取得しており、20年12月から22年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が所持している事業所発行の通知書（昭和21年4月1日付け）及び事業所発行の任命書（昭和21年7月1日付け及び22年1月15日付け）により、申立人が申立期間においてA社において継続して勤務していたことが認められる。

また、事業所では、継続して勤務していた社員であれば、給与から保険料控除がなされていたのではないかと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険



料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から昭和 20 年 12 月から 21 年 3 月までは 60 円、同年 4 月から 22 年 3 月までは 600 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 12 月から 22 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和63年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月30日から同年9月1日まで  
A事業所の退職日が昭和63年8月31日付けであったにもかかわらず、事業主が被保険者資格の喪失日を同年8月30日と誤って届出をしたことにより、同年8月が未加入期間となっているので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録（写し）、雇用保険の記録及び事業所の回答から、申立人は、A事業所に昭和63年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和63年7月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年8月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年10月21日まで  
平成20年11月に、標準報酬月額の相違に関して社会保険事務所から訪問があり、報酬額の違いを確認した。現職中から今日まで、標準報酬月額を減額したとの話は聞いたことがない。申立期間に26万円ぐらいの報酬があったので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年10月から13年9月までは26万円とされていた。

しかし、申立人が被保険者資格を喪失した平成13年10月21日の後の14年10月21日に標準報酬月額の記録が26万円から13万4,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのようにさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所の多数の同僚についても、申立人と同様の処理がなされている。

さらに、商業登記簿謄本から、申立人は同社の役員であったことは確認できず、申立人が、標準報酬月額の減額処理に関与していたとは考え難い。

加えて、申立人から提出された申立期間当時の給与明細書には、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を

行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は平成14年4月1日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が15年10月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年10月16日まで

私は、A社で調理助手として勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料が控除されている給与明細書を保管しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録によると、申立人の資格取得日が平成2年3月22日、離職日が15年10月15日であることから、申立人は申立期間について継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「平成14年4月分の厚生年金保険料が給与から控除されていた。厚生年金保険料が給与から控除されることを事前に知らされていなかったのので、控除された理由を担当者に聞いたところ、14年4月から65歳以上70歳未満の人も厚生年金保険に加入できるようになり、その対象である私も被保険者の資格を取得したので保険料を控除したとの説明を受けた。」と述べているところ、申立人の給与明細書から、同年4月分より、厚生年金保険料の控除が開始されていることが確認でき、このことは14年4月1日から、65歳以上70歳未満の適用事業所に使用される

者も厚生年金保険の被保険者となることとされた厚生年金保険法の改正があったこととも符合する。

さらに、申立期間について、事業所が保管している「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、申立人の資格喪失日が平成 15 年 10 月 16 日と記載され、管轄社会保険事務所の確認通知印が押印されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険の資格取得日は平成 14 年 4 月 1 日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が 15 年 10 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から、20 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

B社の事業主は、申立人が昭和24年7月10日に船員保険被保険者の資格を取得し、25年1月25日に資格を喪失した旨の届出を、また、D社の事業主は、25年1月28日に船員保険資格を取得し、同年3月30日に資格を喪失した旨の届出を、それぞれ、社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年7月から同年12月までは4,000円、25年1月及び同年2月は6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年7月10日から25年1月25日まで  
② 昭和25年1月28日から同年3月30日まで

私は、マグロ漁船の甲板員であり、申立期間はB社所有の船舶AとD社所有の船舶Cに乗船していた。社会保険庁の記録では、船員保険記録が昭和24年6月から25年4月まで無い。しかし船舶Aでの航海中に海難事故に遭い、帰港したのは25年1月であったことを鮮明に覚えている。船員手帳の記録もあることから、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の保管するB社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が同じ者が昭和24年7月10日に資格を取得し、同年11月25日に資格を喪失していることが確認でき、申立人の船員手帳の記載から、この記録は申立人のものと認められる。

一方、当該被保険者名簿により、上記の記録における申立人の被保険者資格喪失日及びB社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、昭和

25年1月25日と記録されていたものを24年11月25日に訂正されていることが確認できる。

また、海難審判所の記録から、船舶Aは、申立期間①において、海難事故に遭遇（昭和24年\*月\*日）していたことが確認でき、B社が当該海難事故より前にさかのぼって適用事業所でなくなる旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、さらに、申立人の船員手帳には、申立人の船舶Aにおける雇止め日は25年1月25日と記載されていることから、上記の被保険者記録において、24年11月25日に申立人が資格を喪失した旨の記録は有効なものと認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た25年1月25日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年7月10日に資格を取得した旨の届出及び25年1月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の訂正前の記録から、4,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、D社の船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が同じ者が昭和25年1月28日に資格を取得し、同年3月30日に資格を喪失していることが確認でき、これは申立人の船員手帳の記録とほぼ合致していることから、この記録は申立人のものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和25年1月28日に資格取得した旨の届出及び同年3月30日に資格喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、6,000円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち昭和 39 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、事業主は、39 年 6 月 1 日に船員保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社における船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年 5 月 1 日から 6 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5 万 2,000 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年 12 月 10 日から 18 年 10 月 30 日まで  
② 昭和 19 年 6 月 8 日から同年 10 月 28 日まで  
③ 昭和 20 年 3 月 15 日から同年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 39 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

平成 18 年 10 月 4 日、夫の死去に伴い遺族年金の手続のため事前に社会保険事務所に電話をし、「年金証書の分が支払われていない。」と言われたので、年金手帳も年金証書を含めすべての資料を持参し申請に行ったところ、支払われていない期間の年金については、時効があるため 5 年分がまとめて振り込まれる旨のメモ書きを渡された。

しかし、支払いが無かったため確認のため再度電話をしたところ、「年金は漏れていなかったため支払われない。」と言われた。

ところが、今回、ねんきん特別便が来て調べたところ、昭和 16 年 12 月 10 日から 18 年 10 月 30 日まで、19 年 6 月 8 日から同年 10 月 28 日まで、20 年 3 月 15 日から同年 4 月 1 日まで及び 39 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの 4 か所も欠落があることが分かり、改めて社会保険事務所に電話をしたところ「当時預かった書類は、既にシュレッダーにかけてしまっている。」と言われた。

古いことなので証言してくれる人も今は無く、資料も無いが、年金記録の欠落している 4 期間の調査をして被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人及び申立代理人である申立人の妻死亡により、申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、A社の船員保険担当者は、「申立人は、昭和39年4月1日に入社し、55年12月31日に退職した。入社と同時に船員保険の被保険者資格を取得し通信長として勤務した。39年6月1日から陸上従業員として海務部勤務となり、申立人について、同日付けで船員保険の資格喪失及び厚生年金保険の資格取得の手続を行っている。」旨の回答をしている。

また、A社から提出された申立人の船員保険被保険者票により、申立人の船員保険の資格取得日が昭和39年4月1日、資格喪失日が同年6月1日であることが確認できる。

さらに、A社が作成した厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日が昭和39年6月1日と記録されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所の保管するA社の船員保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和39年4月1日と記録されているが、資格喪失日の記載は無い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和39年6月1日に申立人が船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年4月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、当該期間前後の記録から、申立人はB社（現在は、C社）に在籍していたと推測できるが、同社は、「申立人の在籍及び乗船期間等について確認できる資料は、現在残っておらず回答できない。」旨の供述をしている。

また、社会保険庁の記録から申立人が申立期間①前後に乗船していたと認められるC社保有のD丸について、同社から提出された資料により、当該期間前後の船員保険被保険者記録のある期間についての運航状況及び徴用についての記述が確認できるが、申立期間①については記述が無い。

申立期間②については、当該期間前後の記録から、B社又はE社（現在は、合併によりF社。）に在籍していたと推測できるが、C社及びF社はいずれも当該期間に係る申立人の在籍については不明と回答している。

申立期間③については、当該期間前後の記録から、G社（現在は、合併によりF社。）に在籍していたと推測できるが、F社は当該申立期間に係る申立人の在籍については不明である旨を回答している。

また、F社から提出された船員保険被保険者台帳及びG社の船員保険被保険者票の記録は、申立人に係る社会保険庁の被保険者記録と日にちが1日相違するところがあるものの、申立期間①、②及び③とおおむね一致しており、月単位の相違は認められない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人が船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険又は厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②及び③に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 1900

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月5日から31年3月30日まで  
② 昭和31年9月17日から38年9月11日まで  
③ 昭和39年4月11日から同年12月26日まで  
④ 昭和40年2月11日から41年6月21日まで

年金記録問題が社会問題となり、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和30年4月5日から41年6月21日までの間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給されたことになっている。どの勤務先にも脱退手当金の請求を依頼しておらず、自ら手続した覚えも無い。もちろん、受領もしていないので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和43年2月7日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間と支給決定の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である5回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、申立期間と重複して国民年金保険料を特例納付して

いることが確認できるが、申立人が区役所にて、貯金するより得であるという話を聞き、勧められるままに保険料を納付したとしている主張に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当を受給したものとは認められない。

## 神奈川厚生年金 事案 1901

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和49年6月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年5月16日から同年6月16日まで  
私は、昭和36年2月22日にA社に入社して以来、平成17年10月15日まで、同社及び系列会社に勤務していた。申立期間は、系列会社のB社に勤務していた時期であり、厚生年金保険に加入していたはずである。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人に係るB社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の同社における資格喪失日は、昭和49年6月16日と記載されていたものを、同年5月16日に訂正されていることが確認でき、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、A社が保管する申立人の人事記録から、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたこと、及び昭和49年6月16日にB社からC社へ異動していることが確認できる。

また、D健康保険組合が保管する申立人のB社に係る健康保険被保険者台帳には、申立人の健康保険の資格喪失日は昭和49年6月16日と記載されており、申立人が同年5月16日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の訂正届を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和49年6月16日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行っ

たことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に係る標準報酬月額が 11 万円と確認できることから、11 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該事業所における標準報酬月額は平成10年4月から13年3月までは44万円、13年4月から14年7月までは47万円、14年8月は44万円、14年9月から同年11月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から14年12月31日まで  
社会保険事務所に確認したところ、当該事業所に勤務していた期間のうち、平成10年4月から14年11月までの期間の標準報酬月額が給与明細書の金額と異なっているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の記録による標準報酬月額は20万円となっているところ、申立人が所持している当該事業所に係る給与明細書に記載されている支給額及び厚生年金保険料を基に算定すると、平成10年4月から13年3月までは44万円、13年4月から14年7月までは47万円、14年8月は44万円、14年9月から同年11月までは47万円の標準報酬月額であることが確認できることから、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期



間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる標準報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 49 年 2 月までの期間、同年 6 月から同年 7 月までの期間、51 年 4 月から同年 10 月までの期間、52 年 2 月から 54 年 7 月までの期間及び同年 11 月から平成 5 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から 49 年 2 月まで  
② 昭和 49 年 6 月から同年 7 月まで  
③ 昭和 51 年 4 月から同年 10 月まで  
④ 昭和 52 年 2 月から 54 年 7 月まで  
⑤ 昭和 54 年 11 月から平成 5 年 7 月まで

私は、昭和 54 年 9 月又は 10 月ごろ、区役所で、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、時期は憶えていないが、区役所で、一度に納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 9 月又は 10 月ごろ、区役所で、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 6 年 9 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①から④までのすべての期間及び申立期間⑤の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①から⑤までの国民年金保険料を一度に納付したと主張しているが、同期間の保険料を一度に納付することは、制度上不可能である上、納付したとする金額も、仮に、一度に納付したとして計算した保険料額と大きく相違している。

さらに、申立期間は5回で合計 226 か月に及んでおり、これだけの回数及び長期間に渡る事務処理を行政が続けて誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年3月までの期間及び7年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月から5年3月まで  
② 平成7年4月から同年12月まで

私は、会社退職後の平成7年7月か8月ごろに、年金手帳を持参して国民年金の加入手続を行った。その後、未納期間の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、10万円の預金を引き出して、申立期間①及び②の何か月分かの保険料をまとめて郵便局で納付したにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、国民年金の加入手続後にまとめて納付したと主張しているが、申立人は、申立期間②のうち、何か月分の保険料をまとめて納付したのか記憶がないと述べている上、申立期間当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人は、会社退職後に年金手帳を持参して国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号が記載されていない上、国民年金の資格取得日は平成7年4月29日と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間②について、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、厚生年金保険の資格喪失後の平成9年12月以降であることが推認できる上、申立人の記録では、申立期間②直後の8年1月から同年9月までの期間について、過年度納付により納付されていることが確認できることから、その時点で申立期間②の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3007

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 60 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 54 年\*月ごろに、母親が私の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、母親が私を含めた家族 3 人分の保険料を一緒に、区の出張所で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、現在申立人が所持している年金手帳以外に手帳が交付された記憶はないと述べている上、申立期間当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 6 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人及びその母親は、過年度納付等により国民年金保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から9年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から9年12月まで  
私の母親は、私の国民年金の加入手続きを行い、毎月、国民年金保険料を納付してくれていた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人は、その母親から、具体的な納付方法まで聞いたことがないと述べており、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたとする母親も申立期間の保険料が未納とされている上、申立人の父親、弟及び妹も、申立期間当時、国民年金に加入している形跡がみられない。

さらに、申立人に基礎年金番号が付番された平成11年3月の時点で、申立期間の大半は、時効により納付することができない期間であり、別に、国民年金手帳記号番号が払い出されたことや基礎年金番号が付番されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3009

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 62 年 3 月まで

私は、国民年金制度が発足した時に、義兄夫婦と一緒に、国民年金に加入した。その後、義姉は、町内の婦人会に、自分たち夫婦の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付していた。

私は、昭和 58 年 7 月に就職し、その 4、5 年後に国民年金手帳を受け取るために郷里へ帰った。その際、義姉から、私の国民年金保険料をずっと納付してくれていたことを聞いた。郷里で使用していた年金手帳は、転居の手続をした際に回収され、新しい年金手帳が再交付された。

厚生年金の被保険者であった期間のうち、昭和 37 年 2 月から 38 年 8 月までの期間と 58 年 7 月の国民年金保険料は、還付されたが、申立期間も同様であるので、義姉が納付していたはずの国民年金保険料を還付して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 7 月に就職し、その 4、5 年後、郷里（A 町）へ帰った際に、申立人の義姉から、申立人の国民年金保険料をずっと納付していたことを聞いたことから、その義姉が郷里で申立期間までの保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の国民年金被保険者カード及び受付処理簿によると、既に申立人が、申立期間の約 4 年前である 54 年 9 月に現在居住している B 市へ郷里の A 町から転出したとする記載が確認でき、申立人の特殊台帳からも、同年 11 月に台帳の移管が行われていることが確認できる上、昭和 58 年度の国民年金保険料収滞納一覧表の申立人の記録によると、現に B 市において、申立期間直前の 58 年 4 月から同年 7 月までの保険料が納付済みとなっていることなどを踏まえると、申立人の義姉が、申立



期間について、郷里で申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

また、口頭意見陳述において、申立人は、昭和 39 年ころに、それ以降居住している B 市で住民登録を行ったので、申立期間当時、郷里に住民登録は無いが、国民年金手帳は郷里にあったので、義姉が国民年金保険料を納付してくれていたと述べている。しかしながら、上述のとおり、国民年金の住所変更手続は、54 年 9 月に行われていることが明らかであり、住民票の移動も同年同月に行われていることから、陳述内容と一致せず、かつ、制度上、国民年金保険料は、国民年金の住所登録のある市区町村において納付することになるため、陳述内容の納付状況は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間は厚生年金被保険者期間であることから、納付していた国民年金保険料を還付して欲しいとしており、現に申立期間を含み、昭和 58 年 7 月から 62 年 3 月までは厚生年金被保険者期間であったことが確認できるが、申立期間直前の 58 年 7 月については、国民年金保険料が還付された記録となっており、仮に、申立期間についても国民年金保険料が納付されていたとすれば、保険料を納付した期間のうち、特殊記録である還付記録が 1 か月のみ残っているのは不自然であり、申立期間については、国民年金保険料が納付されていなかったと考えるのが自然であり、実際に、申立人の特殊台帳でも 58 年 8 月に国民年金の被保険者資格を喪失したことになる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から10年6月まで

私が20歳になって以降、年金手帳が自宅に送付されてきたことを憶えている。その後、納付書が送られてきたので、私の母親が申立期間の国民年金保険料を、近所の金融機関又は郵便局で納めていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親は、申立人の保険料をいつまで納付していたかについての記憶が曖昧であり、納付したとする金額も当時の保険料額と一致しない上、申立期間当時の保険料額について、「そんなに高かったのならば、納付していないかもしれない。」と述べるなど、申立期間の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料を金融機関又は郵便局で毎月納付していたと主張しているが、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていた状況において、複数回に渡り金融機関や行政機関において事務処理に不手際があったとも考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年10月まで

私は、平成2年11月に区出張所で国民年金の加入手続を行い、その際に、窓口で申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年11月に区出張所で国民年金の加入手続を行い、その際に、窓口で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人は、加入手続後に年金手帳が交付されなかったと述べており、その主張は、当時の制度上の取扱いと一致しない上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と大きく異なっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年6月に払い出されていることが確認できる上、申立人のオンライン記録では、申立期間直後の2年11月から4年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付により納付されていることから、その時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3012

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から60年3月まで

私が20歳になった昭和57年\*月ごろに、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、母親は、私が平成元年4月に就職するまでの間、母親自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間当時の年金手帳の記憶が不明確である上、申立人の母親が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致しないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年3月に払い出されていることが確認でき、申立人の資格取得日は同年1月1日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から9年3月まで

私の父親は、私が在学中の平成6年7月から9年3月まで、私の国民年金保険料の免除手続を行った。手続後、父親から、就職したら追納するように言われていたので、就職した9年5月ごろ、休暇で帰省した折、地元の市役所で免除期間の保険料を全額追納した。保険料は、手元にあった納付書に現金を添えて納付し、納付書の半券を受け取ったと思う。保険料額は、30万円から50万円ぐらいで、当時の給料では足りず、学生時代に貯めたお金などを充てた。納付書の半券は、廃棄してしまったが、申立期間が免除期間のままにされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年5月ごろ、休暇で帰省の折、地元の市役所で申立期間の保険料を追納したと主張しているが、免除期間の保険料を追納するためには、制度上、追納の申込を行い、承認を受ける必要があるところ、申立人は、追納の申込を行った記憶が無いと述べている上、記録上でも、追納の申込がなされた形跡が見当たらない。

また、申立人が追納の申込を行わず、免除期間中に既に発行されていた納付書を使用して、平成9年5月に国民年金保険料を納付したとすると、その時点で、申立期間の一部は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の一部は、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成9年5月ごろの時点で、過年度納付が可能な期間であるが、仮に免除期間中の保険料が過年度納付により納付された場合には、過誤納として還付されることとなるが、その記録も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3014

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 55 年\*月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。最初の国民年金保険料は加入手続と同時に市役所の窓口で納付し、その後の保険料は郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年\*月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、59 年 2 月ごろであると推認され、その時点において、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続を行ったと推認される時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後に受領した国民年金手帳は、現在所持している手帳のみであるとしているところ、その手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、加入手続を行ったと推認される昭和 59 年 2 月ごろに付番されたものであることが確認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3015

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私が生産会社に就職した平成4年4月に、母親が私の国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、母親が加入手続を行った時に24か月さかのぼって納付できると説明を受けたので、後日、郵送されてきた24枚綴りの納付書で金融機関又は郵便局で納付していた。

加入手続時に、年金手帳については、就職した会社から交付される年金手帳に一本化されるので、交付しないと説明を受けたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、24か月分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、加入手続後に年金手帳が交付されなかったと述べており、その主張は、当時の制度上の取扱いと一致しない上、申立人の母親が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と大きく異なっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年3月に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金の資格取得日は、平成3年4月1日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関



連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から54年3月まで

私は、結婚直後に、市役所の出張所で住所変更などの手続と一緒に国民年金の加入手続を行った。加入当初から、夫名義の銀行口座から引き落としにより国民年金保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和52年10月に国民年金の加入手続を行い、その後、申立人の夫名義の銀行口座からの引き落としにより、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が述べる銀行の記録によると、55年2月に、夫婦二人分の保険料について、夫名義で口座振替の申込を行ったことが確認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは1回のみであると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年9月ごろに払い出されており、その時点で申立期間は過年度納付するほかないが、制度上、口座振替により過年度保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3017

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から50年11月まで

私と母親は、昭和50年12月に、国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付できると知ったため、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金の加入手続を行った際、私と母親は、区役所の窓口で、それぞれ納付していなかった期間の保険料をさかのぼってまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月に国民年金の加入手続を行った際、その母親と、それぞれ納付していなかった期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したはずであると主張しているところ、申立人が所持する年金手帳から、申立人は、同年同月に国民年金に任意加入していることが確認でき、その時点では、第2回特例納付が実施されていたが、申立期間は、未加入期間であったと推認できることから、この期間は、特例納付により保険料を納付することができる強制加入期間ではなかったものと考えられる。

また、申立人は、さかのぼってまとめて納付した金額は、全く憶えていないとしている上、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したとするその母親も、昭和50年12月に国民年金に任意加入したことが確認でき、申立期間を含む36年4月から50年11月までの期間は未加入期間とされており、特例納付により保険料を納付した形跡も見当たらず、その母親から、事情を聴取することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3018

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 39 年\*月ごろ、私の母親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚した 44 年 5 月までの期間の国民年金保険料を母親が納付していた。申立期間の国民年金保険料は、母親が納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和 39 年\*月ごろに申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続きや保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は既に他界していることから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に付された番号の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人が加入手続きを行ったのは、昭和 41 年 5 月ごろと推認でき、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和 39 年\*月に国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳は 41 年 6 月に発行されており、申立人が所持する領収証書から昭和 39 年度分の保険料は 41 年 7 月 2 日、40 年度分の保険料は 41 年 8 月 1 日にそれぞれ金融機関で過年度納付されていることが確認できることから、申立期間は時効により納付できなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1903

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 11 月 1 日から 20 年 8 月 30 日まで  
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済み期間とされているが、会社を退職後は、住居を転々としており、脱退手当金の通知を手にした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されているとともに、支給日や支給金額に加えて支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1904

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 5 日から 46 年 5 月 8 日まで  
年金相談のため、社会保険事務所を訪問した際に年金記録を確認したら、昭和 44 年 5 月から 46 年 5 月まで勤務していたA社B工場の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みになっていた。支給日のころは、結婚してCに住居を構えたので、受け取れるはずがなく、受給した覚えも無いので調査してその間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱手」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和46年11月4日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が「受給した記憶が無い」、「遠隔地に居住していた」と述べるほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 1905

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 11 月 17 日まで  
② 昭和 42 年 1 月 10 日から 48 年 2 月 27 日まで

私は、昭和 48 年 4 月か 5 月ごろに、A 社を出産準備のため退職した。退職金は無く、脱退手当金の説明も無かった。厚生年金保険の加入期間の年金が多少なりとももらえると思っていたが、脱退手当金として支給済みの記録となっているので困っている。脱退手当金はもらっていないので記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示に丸印が付されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 神奈川厚生年金 事案 1906

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 17 日から 46 年 3 月 1 日まで  
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 32 年 6 月 17 日から 46 年 3 月 1 日まで勤務したA社での加入期間は脱退手当金として支給しているとの回答をもらった。同社を出産のため退職したが、脱退手当金の請求手続をした覚えは無いし、受給した覚えも無い。また、事業所が請求の手続をしたという話も聞いたことが無いので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の資格喪失日である昭和 46 年 3 月 1 日の前後 5 年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給記録のある申立人を含む女性被保険者 28 名のうち 20 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 7 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1907

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月1日から45年2月1日まで  
② 昭和45年6月10日から47年8月30日まで  
③ 昭和47年9月1日から48年3月16日まで

私は、A社において昭和44年6月1日から45年5月30日まで勤務したはずだが、社会保険庁の記録によると45年2月1日からの記録しか無い。

また、昭和45年6月10日から47年8月29日まではB社で勤務し、47年9月1日から48年3月15日まではC社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された社員名簿から、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社によると「申立期間当時は、一定の成績が見込める外交員で正社員となった者でなければ、厚生年金保険に加入はさせていない扱いであった。」としているところ、申立人が正社員となった日を特定できる資料の保存は無い。

また、申立人が挙げた数名の同僚はいずれも連絡は取れなかった。

申立期間②について、同僚の証言から申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は「パートであったが厚生年金保険料の控除はあった。」と主張するところ、当該期間の同僚によると、「申立人はパート仲間であり、B社ではパートを厚生年金保険に加入させる扱いは無かった。」と証言しており、同僚自身も同社における厚生年金保険記録は無い。

申立期間③について、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和53年12月1日であり、申立期間の時点では、まだ適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は申立期間の上司及び同僚を記憶していないため、同僚等から供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 1908

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで  
昭和 59 年 12 月 1 日から 61 年 3 月 31 日までの期間、A社でパート勤務していた。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が作成している「臨時職員採用者一覧表」及び申立人の記憶から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、「臨時職員採用者一覧表」には 24 名が連記されており、うち 6 名には、「本採用」と記載されているが、申立人の欄には本採用の記載が無く、また、A社が作成している健康保険厚生年金保険雇用保険被保険者名簿に、臨時職員採用者一覧表に記載されている者と同 1 人と認められる 9 名（臨時職員採用者一覧表に本採用との記載が確認できる者 6 名を含む）の氏名の記載があるが、申立人を含め 15 名の氏名の記載は無い。

また、A社に照会したところ、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険は一体加入であったと回答しているところ、申立人は申立期間において同社に係る雇用保険の被保険者となっていない。

さらに、A社が保管している申立人の履歴書（昭和 59 年 12 月 1 日付け）の本人希望記入欄に「勤務時間、出勤日数、木・土・日、9:00～17:00（火 9:00～16:00）」と記載されている上に、申立人は、平日、土曜日、日曜日を含め週最低 3 日はパートタイムで勤務していたと述べているところ、同社は、パートタイムの非常勤で週 3 日程度の勤務であれば社会保険の加入資格を満たしていなかったために加入させていなかった可能性があるとしている。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1909

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和57年4月1日から59年6月30日までの期間及び同年10月1日から60年12月30日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和59年8月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

さらに、申立人の平成5年5月1日から7年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

加えて、申立人は、平成7年10月1日から9年1月13日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月1日から59年6月30日まで  
② 昭和59年8月1日から60年12月30日まで  
③ 平成5年5月1日から9年1月13日まで

申立期間①は常務取締役としてA社で、申立期間②はB社（現在は、C社）で厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間①及び②については厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間③はD社の代表取締役として月に100万円ほど報酬を得ていたのに、社会保険庁の記録では標準報酬月額が平成5年5月から6年10月までは8万円、同年11月から8年12月までは9万2,000円となっている。実際に払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、役員としてA社に勤務していたと述べているところ、同社の閉鎖登記簿謄本の閉鎖役員欄により申立人が昭和58年5月30日から61年3月19日までの期間に同社の取締役として登記さ

れていることが確認できる。

しかし、申立期間当時の経理担当者は、「申立人はA社の立て直しのために臨時の役員として来ており、報酬は顧問料という名目で支払っていた。社会保険に加入していたかどうかは記憶に無い。」としている上、臨時の役員は申立人だけであったことから、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかについて同僚の証言は得られなかった。

また、A社は、申立期間①当時の申立人に係る資料の保存は無いとしており、申立人も、当該期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持していない。

2 申立期間②のうち、昭和59年10月1日から60年12月30日までの期間について、申立人は、B社（現在は、C社）の閉鎖登記簿謄本の閉鎖役員欄により59年6月18日から61年6月25日までの期間に同社の取締役として登記されていることが確認できる。

しかし、申立人と同時期に取締役に就任している他の2名については、B社における厚生年金保険の被保険者となっておらず、同社においては、取締役として登記されていても必ずしも厚生年金保険の被保険者となっているわけではないことがうかがえる。

また、C社では申立期間②当時の資料の保存は無く、申立人も、当該期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持していない。

このほか、申立人の口頭意見陳述においても勤務実態は確認できるものの、厚生年金保険料の控除についての具体的な証言を得ることができず、申立期間①及び②のうちの昭和59年10月1日から60年12月30日の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

なお、社会保険庁の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②のうちの昭和59年10月1日から60年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうちの昭和59年8月1日から同年10月1日までの期間については、申立人はB社において既に厚生年金保険の被保険者となっていることから当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

3 申立期間③のうち、平成5年5月から6年6月までの期間について、社会保険庁の記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、D社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年1月13日）の後の9年1月14日付けでさかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間③のうち、平成6年7月から7年9月までの期間について、社会保険庁の記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、7年7月24日付けで、6年7月から同年10月までを8万円、同年11月から7年9月までを9万2,000円に引き下げられたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、D社の代表取締役として同社に在籍していたことが商業登記簿謄本で確認できる上、申立人は、社会保険料の未納について社会保険事務所の職員と協議し、精算について任せることに応じたと述べていることから、申立人が当該2度にわたる標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

申立期間③のうち、平成7年10月から8年12月までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額については、さかのぼった訂正などの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、D社は既に解散し、代表取締役である申立人も保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料を所持していない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 神奈川厚生年金 事案 1910

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 39 年 12 月 4 日まで  
② 昭和 40 年 1 月 30 日から 42 年 10 月 5 日まで  
③ 昭和 43 年 5 月 30 日から 47 年 9 月 1 日まで  
④ 昭和 49 年 8 月 25 日から 52 年 1 月 1 日まで  
⑤ 昭和 52 年 2 月 26 日から 57 年 8 月まで

私は、昭和 38 年 10 月から 57 年 8 月まで A 社に継続して勤務していた。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の事業主の関係者の供述から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主の関係者は、「入社してすぐに厚生年金保険に加入はさせていなかった。」と供述している。

また、A 社は昭和 38 年 12 月 1 日に新規適用事業所となっている上、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、「はじめて資格を取得した年月日」が 39 年 12 月 4 日と記載されている。

申立期間②については、A 社の事業主の関係者は、「その当時、申立人は手術をしており、その後すぐ、B 市に引っ越しをしたため退職した。その時に厚生年金保険の資格喪失をさせた。」と供述している。一方、申立人は、「手術して 1 か月後辺りから勤務を再開した。」と主張しているが、同僚から、「申立人の手術後は、まだ勤務できるような状況でなかった。」と供述している。

また、社会保険事務所の記録から、申立人が申立期間の一部について傷病

手当金を受給していることが確認できるが、申立人は、「傷病手当金を受給している期間中の厚生年金保険料を会社から請求された記憶は無い。」と述べている。

申立期間③について、申立人は「事業主から、経営悪化のため厚生年金保険を継続して支払っていくのが困難なため厚生年金保険をやめると聞いた。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人と同日の昭和 43 年 5 月 30 日に社員全員が被保険者資格を喪失し、当該期間中は、A社における被保険者は存在しないことが確認できる。

申立期間④について、A社の事業主の関係者は、「当該期間は、申立人は、うちの社員ではなかった。昭和 52 年ごろに社員であった者から申立人を再雇用してもらえないか、と再三の嘆願があったため、申立人を再び雇い入れたが、その後 1 か月ないし 2 か月程度で辞めてしまった。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると申立期間④直後の申立人の同事業所に係る被保険者期間は約 2 か月であることからこの供述は裏付けられる。

申立期間⑤について、上記のとおり、A社の事業主の関係者は、「申立人は入社後 1 か月ないし 2 か月程度で辞めてしまった。」と供述している上、申立人を同製作所に就職させた同僚も「申立人は就職後すぐに辞めてしまった。その後、個人会社を立ち上げ独立した。」と供述している。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

## 神奈川厚生年金 事案 1911

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 10 月 26 日まで  
社会保険庁の記録では、平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 10 月 26 日までの標準報酬月額が 26 万円となっているが、申立期間当時の給与は 70 万円くらいあった。標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 3 年 10 月 26 日）の後の平成 3 年 10 月 30 日付けで、さかのぼって 26 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「当時、会社の経営は順調ではなく、社会保険料の滞納があった。社会保険事務所の職員に相談した結果、標準報酬月額を下げる件、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の件について指示があった。自分としては手形の不渡りを回避したい一心で、書類に押印した。」と証言していることから、申立人は自らの標準報酬月額の減額について同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1912

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 26 日から 45 年 10 月 21 日まで  
私は、A社で最初はアルバイトとしてケーキの販売と配達の仕事をしたが、しばらくたってから、他の従業員が退職したので、その従業員の後任として、労働時間を変更して9時から 17 時まで仕事をしていた。体調を崩してしまい同社を辞めたが、脱退手当金を受け取ったことは無いので、申立期間の厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給期間におけるA社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立人の氏名は結婚後の氏名に変更されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1913

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 3 日から 42 年 3 月 25 日まで

私は、申立期間後にBで勤務した期間についてC共済の退職一時金を受け取ったが、A社に勤務した厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金は受け取っていない。社会保険庁の記録では、申立期間が脱退手当金として支払済みとなっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年5月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿において申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後3年以内に資格を喪失し、喪失後6か月以内に脱退手当金の支給記録がある女性10名から聴取したところ、8名が「事業所は代理請求を行っていた。」と述べていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1914

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月ごろから 43 年 8 月ごろまで  
② 昭和 44 年 9 月ごろから 45 年 3 月ごろまで  
③ 昭和 45 年 4 月ごろから 46 年 12 月ごろまで

私は昭和 42 年 5 月か 6 月ごろ A 社に入社し、43 年 7 月か 8 月ごろまで昼夜 2 交代でレコードのプレスの仕事をした。

また、昭和 44 年 9 月ごろ B 社に入社し、45 年 3 月ごろまで C 社工場内でフォークリフトによる積卸しの仕事をしていた。

昭和 45 年 4 月ごろから 46 年 12 月ごろまでは D 社に入社し、E 社内でフォークリフトによる荷物の入出庫作業をしていた。

いずれも新聞の広告を見て入社した記憶があり、給与明細書において厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。社会保険事務所で加入記録の確認中に、他の 1 社の記録が出てきた経緯もあり、この 3 社での期間について調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は入退社の経緯及び業務内容について明確に記憶していることから、申立人が、それぞれ A 社、B 社及び C 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、いずれの申立期間においても雇用保険の記録は無く、勤務期間は特定できない。

また、申立期間に係る A 社、B 社及び C 社の厚生年金保険被保険者原票においては、申立人の氏名は見当たらず、申立期間前後に整理番号の欠番等、記録の欠落をうかがわせる事情は無い。

さらに、申立人がいずれの申立期間においても、厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び所得税源泉徴収票等の関連資料は無い。

加えて、申立期間①については、A社の元事業主は、「会社は既に清算済みであり、書類はF社で保管されている。」と回答しており、F社人事総務部の担当者は、「A社の事業を引き継いだG社が清算した際の厚生年金保険関係の資料は、平成8年5月以降のみ保管しているが、A社に関する資料は何も残っていない。」旨回答している。

また、申立人が名字のみを記憶していたA社の同僚3名は、同社の当該期間に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、それぞれ被保険者期間が数箇月と短期間である同姓の被保険者が1名ずつ見当たるものの、所在が確認できず証言は得られていない。

さらに、申立期間当時A社に在籍した他の同僚数名について照会したが、申立人についての証言を得ることはできず、申立人の勤務実態及び勤務期間について確認できない。

申立期間②については、B社の事業主は、「平成21年2月の会社移転に伴い資料等も整理したため、申立期間当時の書類は現在保管しておらず、申立人の勤務実態及び勤務期間等については不明である。」旨回答していることから、関連資料及び周辺事情を得ることができない。

また、申立人が名字のみを記憶しているB社の同僚1名については、社会保険庁のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票において同姓のものは見当たらず、申立期間に勤務していた他の同僚からも申立人の勤務期間及び保険料控除について確認できる証言は得られていない。

申立期間③については、C社の事業主は、「申立人は、正社員ではなく、入退社の時期については現在不明である。社会保険に関する事務担当者も既に亡くなっており、社会保険の手続についても確認ができない。また、フォークリフト部門は、試用期間が長かったと記憶している。」旨供述している。

また、C社の当時の同僚のうち1名は、「申立人については記憶が無いが、倉庫でフォークリフトによる積卸し作業をしていた港湾関係の労働者は、入れ替わりが激しかったので試用期間が長かったと思う。」と証言している。

申立期間①、②及び③について、このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1915

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月ごろから44年3月1日まで  
② 昭和46年1月31日から47年ごろまで  
③ 昭和47年ごろから54年ごろまで  
④ 昭和62年ごろから平成元年ごろまで

申立期間①及び②のA社での勤務は、昭和40年12月ごろからだと思う。左手の薬指と小指を仕事中に切断機で切断し、社会保険で手術を受けた記憶がある。

申立期間③のB社では、貿易会社で外務員として勤務し、昭和54年ごろ退社した。

申立期間④のC社は、当時、住み込みで会社の寮に入居し、警備員として夜勤に専念していた。

いずれの会社でも、給料から厚生年金保険料を間違いなく控除されていたと確信しているので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、社会保険庁の記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は昭和44年3月1日から46年1月31日までであり、当該期間は、同社が適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②に勤務していた事実を確認できる人事記録等の資料を所持しておらず、事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、申立てに係る証言を得ることができない。

加えて、A社は適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も



不明であるため、申立てに係る証言を得ることができず、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収票等）も無いことから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び給与から保険料を控除されていたことを確認できない。

申立期間③については、社会保険庁の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、D社に商号変更した後の平成元年12月1日からであり、当該期間当時、B社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社は平成14年12月3日に解散している上、申立人は、当時の事業主及び同僚の連絡先を記憶していないことから、申立てに係る証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間に勤務していた事実を確認できる人事記録等の資料を所持しておらず、事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間④については、社会保険庁の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成3年1月1日からであり、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社は平成19年5月11日に破産手続が開始されたが、その手続を担当した破産管財人は、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収票等）を保管しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、申立てに係る証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1916

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 11 日から同年 4 月 1 日まで  
私は、A社に昭和 41 年 3 月から 43 年 2 月までの期間継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。  
私は、申立期間にA社を退社していないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人のA社における離職日は昭和 42 年 2 月 10 日となっており、この記録は申立人の同社における 1 回目の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致する。

また、複数の同僚から聴取を行ったものの、申立人が申立期間にA社に勤務していた旨の供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る申立人の被保険者原票には、昭和 42 年 2 月 11 日の被保険者資格の喪失日及び健康保険証の返納年月日が記載されている上、別の被保険者原票により同年 4 月 1 日に健康保険証が別の整理番号で払い出されており、不自然な形跡は見られない。

加えて、申立人が申立期間についてA社で厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1917

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで  
昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 20 日まで A 社に勤務しており、社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入期間は 12 か月とされているが、保管していた給与明細書から退職月も保険料が控除されていることが分かったので、当該期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の給与明細書から、申立人は、昭和 50 年 4 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

しかし、雇用保険の加入記録、被保険者離職票及び A 社の破産管財人から提出された社員配属一覧表によると、申立人の離職日は昭和 50 年 4 月 20 日となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致していることから、申立人の同社における離職日は同日であると認められる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 50 年 4 月 21 日であり、申立人の主張する同年 4 月は、厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1918

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 1 日から 7 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所から、厚生年金保険の標準報酬月額の減額訂正について連絡があったが、申立期間当時、会社は社会保険料を滞納していなかったし、標準報酬月額を遡及して減額訂正もしていないので、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げられる前の標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の内縁の妻が、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の申立人の標準報酬月額に係る記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 7 年 3 月 31 日より後の日付である同年 4 月 27 日に、6 年 5 月から同年 10 月までの期間は 53 万円から 11 万円に、同年 11 月から 7 年 2 月までの期間については 59 万円から 11 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社の商業登記簿謄本により認められる。

また、A社の社会保険事務を担当していた申立人の内縁の妻は、「申立期間当時、同社に厚生年金保険料の滞納は無く、申立期間の標準報酬月額の減額の遡及訂正の手続きは行っていない。」としているが、「同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の手続きは、申立人と2人で行った。」と述べていることから、申立人が同社代表取締役として、当該標準報酬月額の遡及訂正に<sup>そきゅう</sup>関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1919

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年ごろから 40 年ごろまで  
② 昭和 40 年ごろから 45 年ごろまで  
③ 昭和 45 年 5 月ごろから 57 年ごろまで

私は、昭和 35 年ごろから 40 年ごろまで A にあった B 商店で検品係として働いていた。また、40 年ごろから 45 年ごろまでは C 市内の D 社において、組立て作業をし、45 年から 57 年ごろまでは E にあった G 商店において、取引先である百貨店に対する営業を担当していた。いずれの期間も正社員として勤務し、厚生年金保険料は控除されていたと思うため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は B 商店の事業主及び同僚等の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできず、在籍の確認ができない。

また、B 商店の商業登記簿謄本は確認できず、当時の事業主が不明のため、申立期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認ができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務局が保管する事業所名簿においても、申立人が主張する B 商店に該当する厚生年金保険適用事業所は見当たらない。

申立期間②について、D 社（現在は、F 社）は、「当社は昭和 41 年 11 月から厚生年金基金に加入しているため、当時在籍していた社員は全員厚生年金基金に加入しているが、加入員記録に申立人に該当する記録は無い。」としている。

また、F社は、本社工場移転のため当時の資料は保存しておらず、申立人の在籍及び給与からの厚生年金保険料の控除の有無については不明としている。

さらに、申立人はD社の上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できない。

申立期間③について、申立人はG商店の事業主の氏名を記憶しておらず、名前を挙げた同僚は姓しか分からないため、証言を得ることはできず、在籍の確認ができない。

また、G商店の商業登記簿謄本は確認できず、当時の事業主が不明のため、申立期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認ができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務局が保管する事業所名簿においても、申立人が主張するG商店に該当する厚生年金保険適用事業所は見当たらない。

このほか、申立期間①、②及び③に係る申立人の雇用保険被保険者記録を確認することはできず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1920

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 9 月 25 日から同年 10 月 2 日まで  
社会保険庁の記録では、A社（現在は、C社）B事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和 18 年 10 月 2 日となっているが、私は同年 9 月 25 日から、徴用により、同社B事業所で勤務していたので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が徴用により、昭和 18 年 9 月 25 日からA社B事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、「私と同時にD県から徴用され、A社B事業所に勤務した者は 200 名ないし 300 名くらいいた。」と述べているところ、社会保険事務所が保管する同社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、資格取得日が昭和 18 年 10 月 1 日又は同年 10 月 2 日の被保険者が約 280 名確認できた。また、このうち証言を得られた 6 名が、「私も徴用により、A社B事業所で勤務した。」旨証言している一方で、同年 9 月 25 日の資格取得者は存在しないことから、当時同社B事業所では、徴用により 18 年 9 月 25 日から勤務した者を、同年 10 月 1 日又は同年 10 月 2 日にまとめて資格取得させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 神奈川厚生年金 事案 1921

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 59 年 3 月まで  
社会保険庁の記録では、昭和 56 年 11 月から 59 年 3 月まで船員保険に加入していないことになっているが、当該期間は、漁船の船長として働いていたので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は漁船の船長として勤務し、船員保険に加入していたと主張しているが、当時の事業主の証言からは申立人が当該船舶に乗船していたことが確認できず、申立人と一緒に乗船していたとされる同僚の記録も無い。

また、国土交通省の記録では申立人が乗船していたとされる船舶は昭和 56 年 2 月 20 日に外国の船舶会社に売却されており、申立期間は船員保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

一方、申立人が所有する給与精算書には、「保険料」という項目が記載されており、給与から「保険料」が控除されていることが確認できる。

しかしながら、当該控除金額は申立人の報酬から算出される船員保険料と比較すると、大幅に低額であり、当該控除金額を申立期間に係る船員保険料と認めることはできない。

このほか、船員保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は、見当たらない。

これらの事実及びこれまでの収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 1922

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 9 年 2 月 24 日まで

私は、A社の事業主として食品卸製造業をしていた。社会保険庁の記録では平成 7 年 3 月から 9 年 1 月までの標準報酬月額が引き下げられている。社会保険事務所を信じて保険料を支払っていたにもかかわらず、標準報酬月額が勝手に変更されているのは納得できないため、調査し標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 7 年 3 月から 9 年 1 月までは 59 万円と記録していたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の 9 年 3 月 12 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が当該事業所の代表取締役、その妻及び子息が取締役になっていることが確認できる。

また、従業員 1 名は「退職（平成 9 年 2 月 1 日）する 2、3 年前から会社の経営状態が悪かった。」と証言している上、複数の従業員も同様の証言をしている。

さらに、申立人は、「申立期間当時社会保険の手続は妻に行わせていたが、内容については私も把握していた。」と述べていることから、申立人はA社代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立

期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1923

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月14日から39年12月14日まで

私は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に区役所に出向き国民年金及び国民健康保険の加入手続をしたことを覚えている。社会保険庁の記録では、国民年金の資格取得日は昭和39年12月14日となっており、また、区役所も国民健康保険の加入したのは、同年12月14日に間違い無いと回答しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A社は、昭和38年12月14日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

一方、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に、区役所に出向き、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ったことから、同社の適用事業所でなくなった日及び申立人の厚生年金保険の資格喪失日が昭和39年12月14日であると主張しているが、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、国民年金手帳の発行は、40年12月6日と確認されること、及び管轄する区役所は、国民健康保険の資格取得日（39年12月14日）の届出日は、40年1月22日であると回答していることなどから、申立人は、39年12月14日にこれらの加入手続を行ったものとは考え難い。

また、社会保険事務所の保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人のほか、3名（事業主を含む）の資格喪失日も同社が適用事業所でなくなった日となっており、当該資格喪失後にさかのぼって訂正を行って

いるなどの不自然なところはみられない。

さらに、当時のA社の事業主及び従業員は死亡しているため、証言を得ることができなかった。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 1924

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 26 日から 41 年 12 月 21 日まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。  
しかし、私は退職してすぐ実家に戻ったため、脱退手当金の受給手続で社会保険事務所には行ってないし、受給した記憶も全く無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿の中で申立人の記載があるページの前後 10 ページに記載されている女性の被保険者で、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 41 年 12 月 21 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした 27 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、14 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 11 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、上記に該当する者のうち連絡が取れた 2 名が事業主による代理請求があった又は事業主から脱退手当金制度に関する説明を受けたと証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 42 年 6 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1925

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月1日から10年6月30日まで  
社会保険庁から「ねんきん定期便」が来て、自分の年金記録を確認したところ、申立期間に勤務していたA社の厚生年金保険の記録がなかった。知人の紹介ではあるものの、正社員として入社したはずである。保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、申立期間に適用事業所であった同音呼称の類似事業所に照会したが、申立人を雇用していたと証言する事業所は無かった。

また、管轄する法務局において、A社及び類似名称の商業登記簿謄本は確認することができない。

さらに、申立人はA社を紹介した知人や同僚の名前を記憶しておらず、証言を得ることができなかった。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録も無く、申立人のA社における勤務実態を確認することができなかった。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申



立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1926

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 8 年 11 月 30 日まで  
平成 7 年 8 月 1 日から 8 年 11 月 30 日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、7 年 8 月 1 日から 8 年 11 月 30 日までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円に訂正されている。  
しかし、私は会社を整理したが、社会保険料の未納についても記憶は無く、手続関係は取締役であり経理を担当していた者に任せていた。当時の書類は無いが標準報酬月額の訂正については何の説明も受けていないし、その届出も行っていないと思う。よって従前の正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、59 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成 8 年 11 月 30 日）の後の 9 年 5 月 26 日付けで 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍していたことが、社会保険事務所の記録や同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の訂正の届出については記憶が無いとしているものの「会社の経営は思わしくなかったため、会社を整理した。代表者印は私が管理していた。」とも述べており、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立

期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。